農地をめぐる状況について

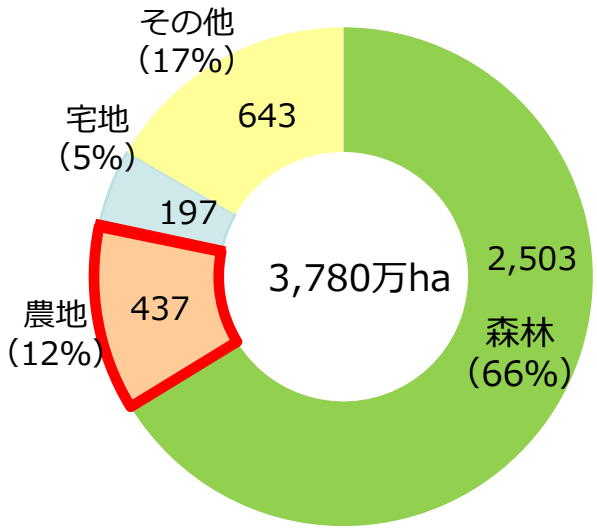
令和　8　年　11　月

農林水産省
経営局　農地政策課

農地面積の推移

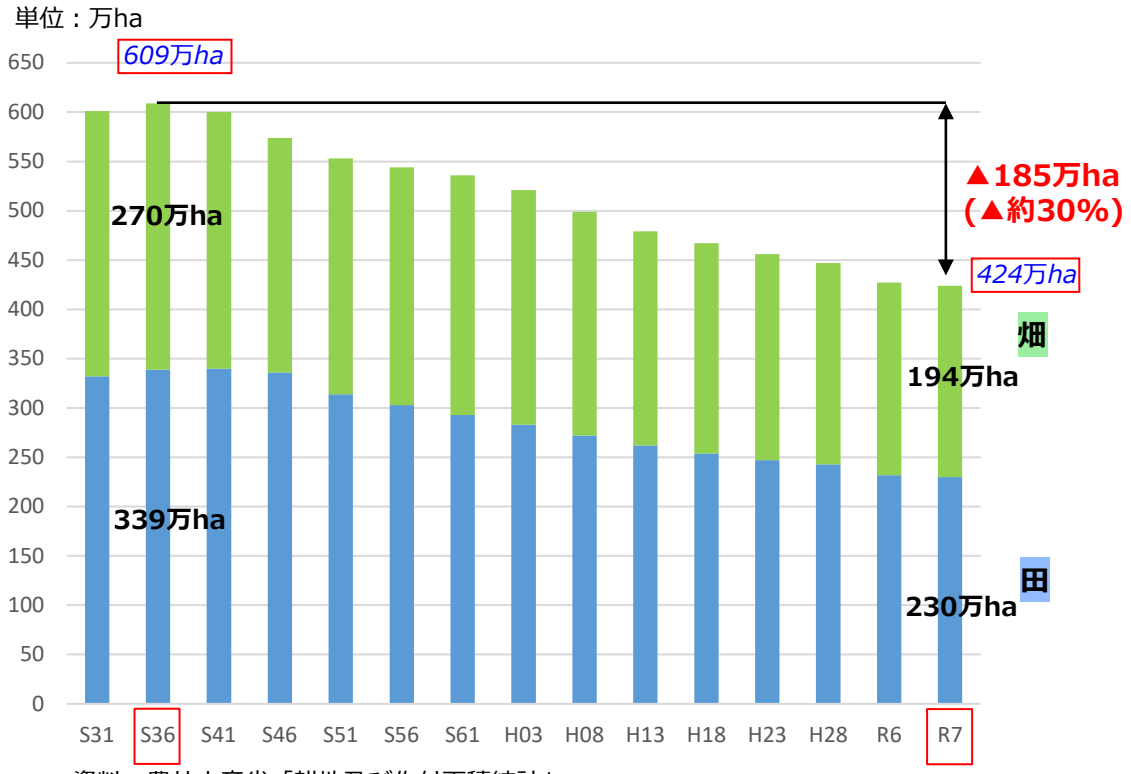
○　我が国の農地面積は、**国土面積の約８分の１**を占めているが、**宅地・工場等への転用・荒廃**を理由に、一貫して減少しており、令和７年の面積は**424万ha**と、**ピーク時**（昭和36年）の**約７割**

国土面積の内訳



資料：国土交通省「令和７年版土地白書」
注：数値は令和２年のもの。

我が国の農地面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

農地の位置付け

○　世界の食料事情が不安定化する中、我が国の食料安全保障を強化する必要
○　農地は、**食料生産の基盤であり食料安全保障の根幹**を成すものとして、しっかりと確保していくことが重要

農地法の規定

（目的）

第一条　この法律は、**国内の農業生産の基盤である農地**が**現在及び将来における国民のための限られた資源**であり、かつ、**地域における貴重な資源**であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて**国民に対する食料の安定供給の確保**に資することを目的とする。

農地法制の体系

○　農地に関する法律は、①**農地を面的に確保する農振法**、②**個々の農地の適正利用を確保する農地法**、③**確保された農地を担い手に集積・集約化する基盤法**が存在

農業振興地域の整備に関する法律

農業上の利用を図るべき土地の区域を設定（ゾーニング）

▨ は個別の農地を表す

国土全体（3,780万ha）

農業振興地域（知事が指定）

・長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域

1,722万ha

農用地区域（市町村が設定）

462万ha
（このうち**農地は395万ha**）

・今後10年を見通して農業上の利用を確保すべき区域

・農業専用ゾーンであり、農地転用は禁止

資料：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和８年１月１日現在）、農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課調べ（令和６年12月31日現在）

農地法

個々の農地の貸借、売買、転用等を規制

- 農地の貸借・売買の許可
- 農地の転用許可
- 遊休農地の解消
- 違反転用の是正

農業経営基盤強化促進法

- 認定農業者等の担い手の育成
- 目標地図に位置付けられた担い手に農地を集積・集約化

農地法の概要

目的　**農地について、権利移動や転用の規制、利用関係の調整等の措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資する。**

- 農地の所有者等の責務（2条の2）
  - 農地について権利を有する者には、その農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保する義務があることを明確化

農地としての利用

- 権利移動の制限（3条）（転用目的を除く）
  - 農地等の権利移動を許可制とし、効率利用しない者や不耕作者による権利取得を排除
- 農地所有適格法人制度（2条3項、3条2項）
  - 法人の農地所有は、農地所有適格法人要件を満たす法人に限定
- 農地の買収（7条）
  - 農地所有適格法人要件を欠く法人の農地は、国が強制買収
- 利用関係の調整等
  - 賃借権の保護（16～21条）
    - 賃貸借の解約等の制限や法定更新等
  - 和解の仲介（25条）
    - 農地の利用関係に係る紛争の解決
- 遊休農地に関する措置（30～42条）
  - 遊休農地の解消、発生の防止を図る措置

農地以外の利用

- 転用規制
  - 農業生産に支障がない農地へ転用を誘導し、優良農地を確保
- 農地転用の制限（4条）
  - 自己の保有する農地を自ら転用する場合の許可
- 転用のための権利移動の制限（5条）
  - 転用目的で農地等の権利を取得する場合の許可
- 違反転用に対する処分（51条）
  - 違反転用者に対し、原状回復等の措置の命令

その他

- 農地台帳（52条の2・52条の3）
  - 農地台帳の作成
  - 農地情報・地図の公表
  - 農業委員会業務の的確な実施と農地情報の活用の促進
- 罰則（64条）
  - 無許可で農地を売買・転用等
  - 原状回復命令に違反
  - ３年以下の懲役又は300万円（違反転用の場合、法人は1億円）以下の罰金

農地の権利移動の許可基準

○　農業委員会は、農地の貸借・売買の際、**農地法第３条**に基づき許可の是非を判断（**法定受託事務**）

農地法における権利取得の許可要件（第３条第２項）

１号　農地の**全てを効率的に利用**すること

【効率的な農地利用の判断基準】

○　耕作に必要な**機械の所有状況、労働力、技術、農業に関する法令の遵守の状況**を見て判断

２号　法人の場合は**農地所有適格法人**であること

２号の２　認定経営発展法人(※１)から権利を取得するものでないこと(※２)

(※１)基盤法第16条の３第１項に規定する法人
(※２)認定を受けた農業経営発展計画に基づくものを除く

３号　信託の引受けによるものでないこと

４号　必要な**農作業に常時従事**すること

【農作業常時従事の判断基準】

○　農作業に年間従事する日数は**原則150日**以上

５号　転貸を行うものでないこと

６号　**周辺の農地利用**に支障がないこと

【周辺の農地利用への支障の判断基準】

○　農地の**面的集積を分断**する、他の農業者の**水利用や有機農業を阻害**する農地利用でないこと

農地制度の変遷

制度

昭和36年 農業基本法制定

昭和47年 日本列島改造論（地価上昇）

昭和27年 農地法制定 → 昭和45年 農地法改正 → 昭和50年 農業振興地域の整備に関する法律改正 → 昭和55年 農用地利用増進法制定 → 平成5年 農業経営基盤強化促進法制定 → 平成17年 農業経営基盤強化促進法改正 → 平成21年 農地法改正

主な内容

- ○ 農地改革の成果の維持を目的に制定
  - ・自作農維持
  - ・寄生地主制の復活阻止
- ○ 権利取得の上限面積制限の廃止
  （都府県：3ha）
  （北海道：12ha）
- ○ 賃貸借に関する統制の緩和
  （小作料の最高額統制の廃止等）
- ○ 貸借（リース）を中心とした仕組みとして農用地利用増進事業を創設
- ○ 農用地利用増進事業を中心とした新法を制定
- ○ 認定農業者制度の創設
  （農用地利用増進法を農業経営基盤強化促進法に衣替え）
- ○ 遊休農地が相当程度存する地域において一般企業が農地をリースすることができるよう措置
  （平成15年構造改革特区法制定により、構造特区で認められていたものを全国展開）
- ○ 所有と利用を分離し、「農地の有効利用」を軸として制度を再構築
- ○ 農地集積の円滑化・遊休農地解消策の強化
- ○ リース方式による一般企業の農業参入を完全自由化

制度

平成25年 農地中間管理機構関連法制定 → 平成27年 農地法改正 → 平成30年 農業経営基盤強化促進法 農地法改正 → 令和元年 農地中間管理機構関連法改正 → 令和４年 農業経営基盤強化促進法等の一部改正 → 令和６年 農振法等の一部改正

主な内容

- ○ 担い手への農地集積を進める画期的な手法として、県段階に農地中間管理機構を設立
- ○ 遊休農地解消策の強化
- ○ 農地台帳の法定化
- ○ 農業生産法人の名称を「農地所有適格法人」に変更し、議決権要件等を緩和
  （農業生産法人制度は、昭和37年農地法改正により創設）
- ○ 共有者不明農地を農地中間管理機構に簡易な手続で貸付けが可能となる制度の創設
- ○ 農業用ハウスの底地をコンクリート張りしても農地転用に該当しないものとして取り扱う制度の創設
- ○ 人・農地プランを中心とした農地集積の体制を構築
- ○ 農地中間管理機構の仕組みの改善
- ○ 認定農業者の国・県認定の創設
- ○ 人・農地プランを法定化し地域の話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化
- ○ それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を促進
- ○ 農地の確保のための措置の整備
- ○ 農地転用に係る手続きの厳格化
- ○ 農地所有適格法人が農業経営を発展させるための計画について認定を受けた場合、議決権要件を緩和

（参考）農地の転用規制

○ **農用地区域内の農地は転用禁止。転用**する場合は、**農用地区域から除外**する必要
○ 除外後の農地は、農地の特性に応じて転用の可否を判断。（**第１種農地**は**転用は原則不許可**）

農業振興地域制度
〈農業上の土地利用のゾーニング〉
農 振 法

農地転用許可制度
〈個別転用を規制〉
農 地 法

農業振興地域
（都道府県が指定）

長期にわたり総合的に農業振興を図る地域

農用地区域
（市町村の農業振興地域整備計画で設定）
農業上の利用を図るべき土地の区域
（転用禁止）

一定の要件を満たした場合、農用地区域から除外

農振白地地域

農業振興地域外

許可権者
- 都道府県知事
- 農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長
（４ha超は農林水産大臣に協議）

不許可

Ⅰ 原則不許可
［第１種農地］
・集団農地
・土地改良事業対象農地　等

Ⅱ Ⅲに立地困難な場合に許可
［第２種農地］
・土地改良事業の対象となっていない小集団の生産力の低い農地　等

Ⅲ 原則許可
［第３種農地］
・市街地にある農地　等

市街化区域：届出制


生産性の高い優良農地


小集団の未整備農地


市街地近郊農地


市街地の農地

農地所有適格法人等

法人が農業に参入する場合の要件

○　農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様
○　農地の所有は、農地所有適格法人の要件を満たせば可能（農地所有適格法人は農地を借りることも可能）
○　貸借であれば、全国どこでも可能

基本的な要件（個人と共通）

1．農地のすべてを効率的に利用

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2．周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、有機農業の取組が行われている地域で化学的に合成された肥料及び農薬を使用するなどの行為をしないこと

※　個人の場合は、上記１・２に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を所有したい →

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1．法人形態　株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社

2．事業内容　主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）［売上高の過半］

3．議決権　農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること（会社法第108条第１項第８号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）

4．役員
- 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
- 役員又は重要な使用人が１人以上農作業に従事すること

農地所有適格法人は農地を借りることも可能

農地を借りたい →

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要

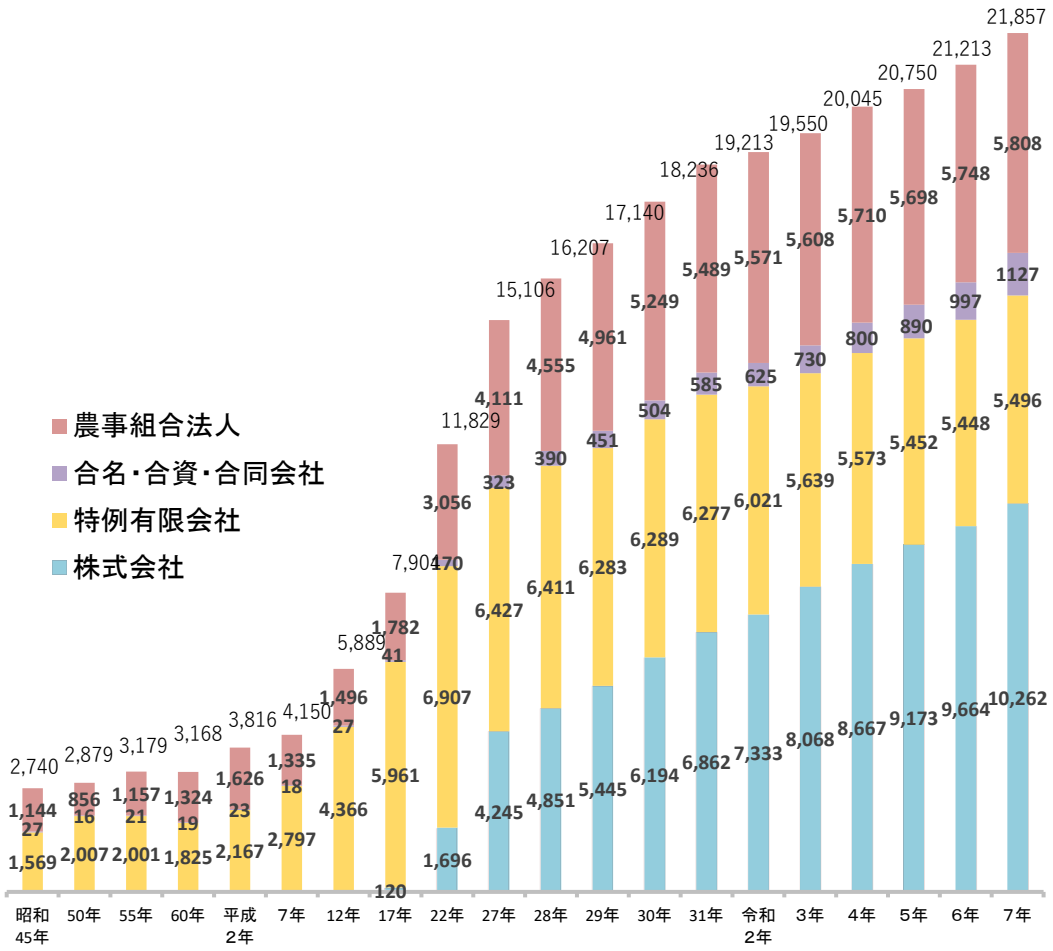
1．貸借契約に解除条件が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること

2．地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など

3．業務執行役員又は重要な使用人が１人以上耕作の事業に常時従事すること
耕作の事業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

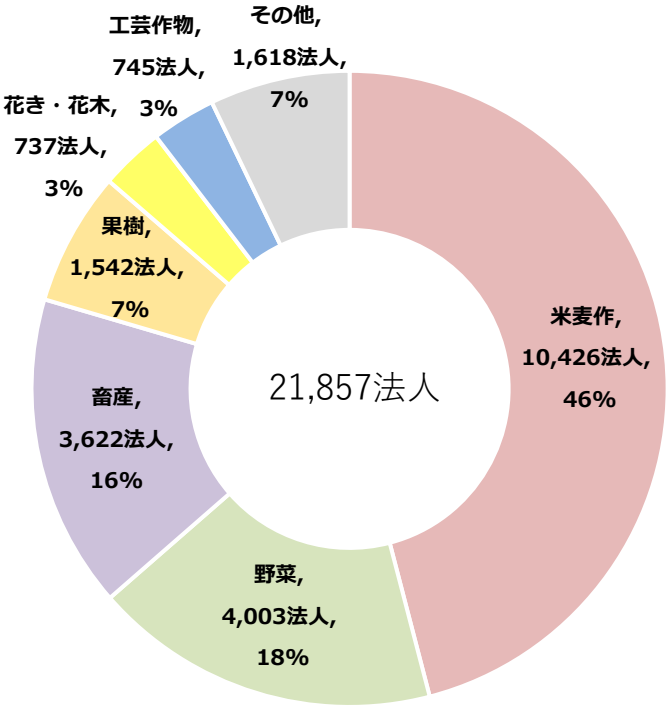
農地所有適格法人の農業参入の動向

農地所有適格法人数の推移



注：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

営農類型別の農地所有適格法人数



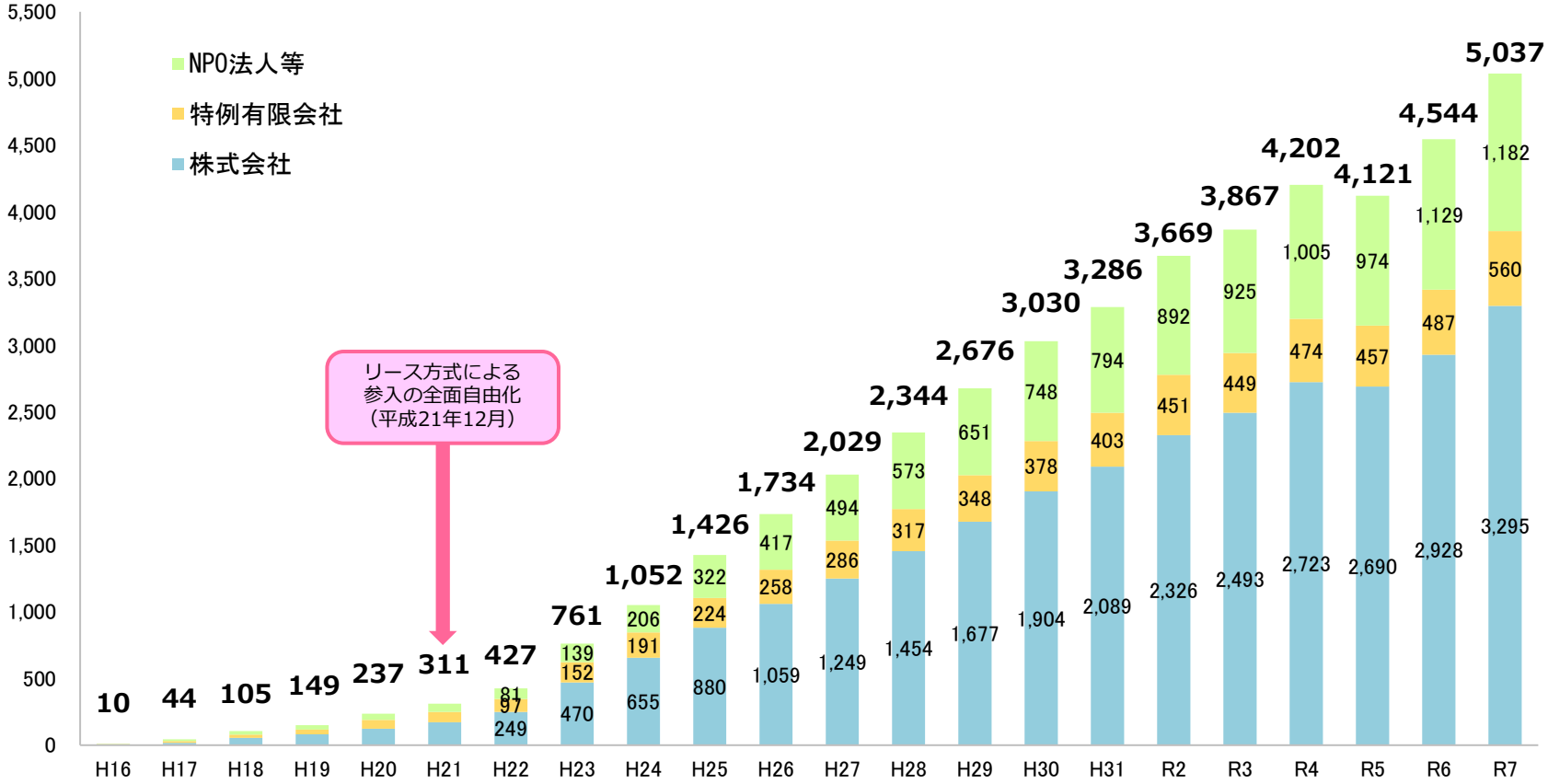
適格法人の総経営面積及び平均面積

適格法人の経営面積の合計	726,795ha
１法人当たりの平均面積	32.0ha

資料：農林水産省経営局調べ（令和７年１月１日現在）

リース法人の農業参入の動向①

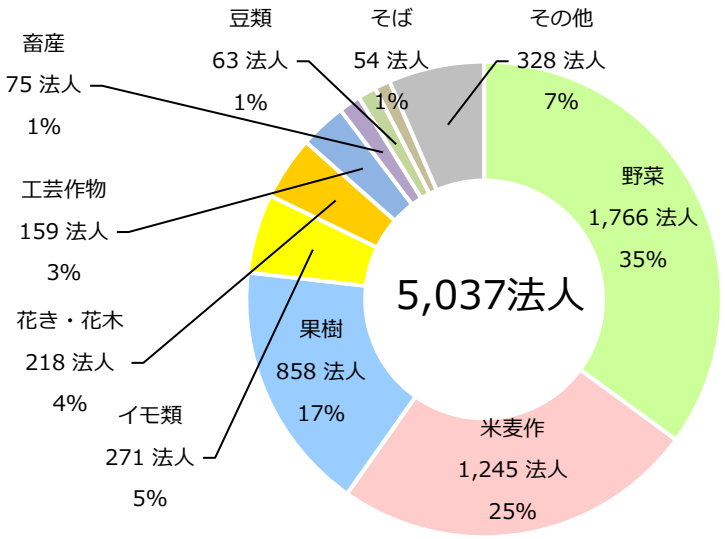
リース法人数の推移



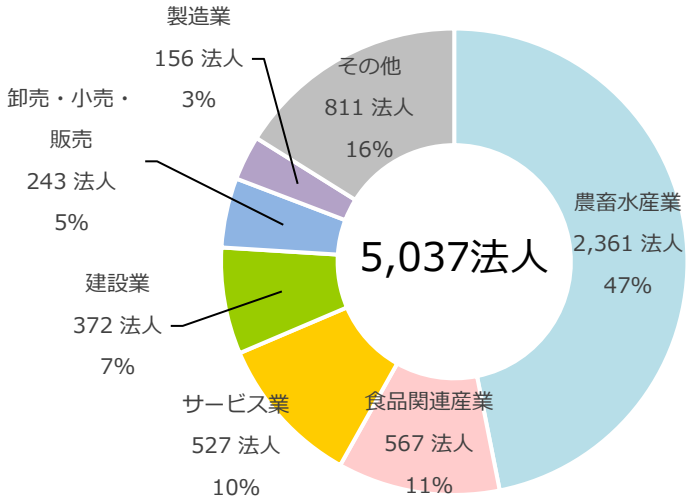
資料：農林水産省経営局調べ（令和７年１月１日時点）
注１：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。
注２：平成15年に構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、
協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で農業生産法人（当時の名称）以外の法人のリースによる参入を可能とし、平成17年に全国展開。
注３：令和５年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。
注４：法人数は延べ数（複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上）。

リース法人の農業参入の動向②

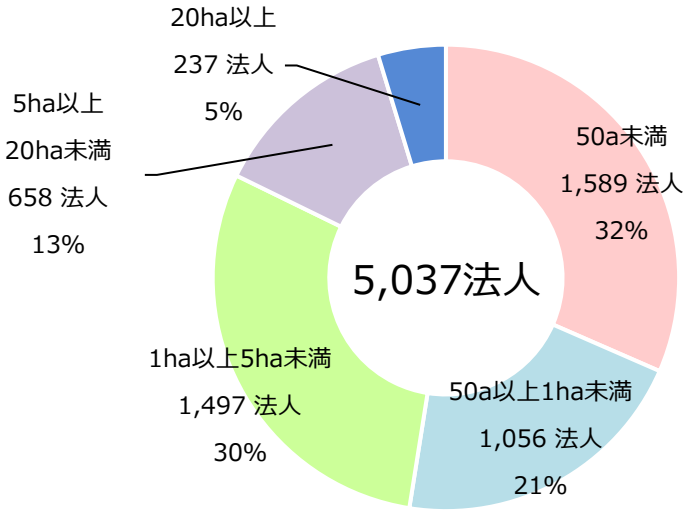
営農類型別のリース法人数



業種別のリース法人数



借入農地面積規模別のリース法人数



リース法人の総借入面積及び平均面積

リース法人の 借入面積の合計	20,627ha
1法人当たりの 平均面積	4.1ha

資料：農林水産省経営局調べ（令和７年１月１日時点）

農業経営発展計画制度

農地所有適格法人向け

農業経営発展計画制度が始まりました！

こんな法人にオススメです

- **設備投資**のために資金調達したいが**借金はできない**
- 生産体制の強化を図り**取引量を増やしたい**
- **安定的な販路の確保**で経営の安定・発展を図りたい
- 法人の規模を拡大したいが**経営・雇用管理が難しい**



どんな制度？

①農地所有適格法人(※1)が計画(※2)を申請し、

②国の審査・認定を受けることで、

③食品事業者等からの**資金調達を拡充**できます(※3)

※1　農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人

※2　出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）

※3　議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、農業関係者で占めなければならない出資割合を1/2超から特例的に1/3超に緩和

メリットは？

- 生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- 経営発展のために連携先企業の経営ノウハウを導入できる
- 資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる

等が可能に！



連携先からの増資を通じて、
経営発展していきませんか？
農業経営発展計画制度の詳細はこちら→

お問合せ先　農林水産省経営局農地政策課　☎（直通）03-6744-2153
申請受付アドレス：hattenkeikaku@maff.go.jp

農林水産省

食品事業者等向け

農業経営発展計画制度が始まりました！

こんな法人にオススメです

- 国産原材料の**安定調達に不安**がある
- **法人経営に参加**し生産者との**取引関係を強化**したい
- 資本提供してもいいので**生産量を増やしてほしい**
- 連携する農業法人の経営管理能力の向上のため、自社の**経営ノウハウを提供**したい



どんな制度？

①取引を強化したい農業法人(※1)が計画(※2)を申請し、

②国の審査・認定を受けることで、

③増資を通じた**経営参画・連携強化**ができます(※3)

※1　農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる農地所有適格法人

※2　出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）

※3　議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、食品事業者等からの最大出資割合を1/2未満から2/3未満に緩和

メリットは？

- 国産原材料の安定調達
- お得意先における安定的な生産体制の構築
- 連携先の経営管理に企業ノウハウを活かす

等が可能に！



増資を通じて取引先の農業法人との
連携を強化しませんか？
農業経営発展計画制度の詳細はこちら→

お問合せ先　農林水産省経営局農地政策課　☎（直通）03-6744-2153
申請受付アドレス：hattenkeikaku@maff.go.jp

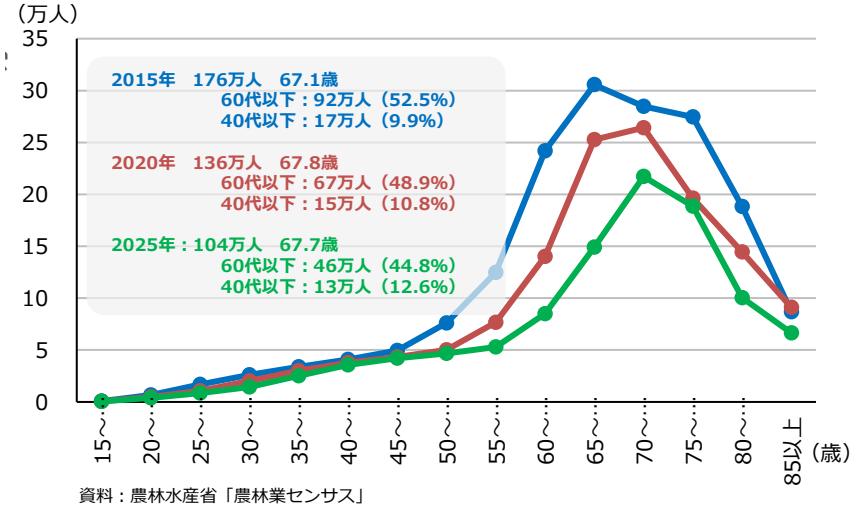
農林水産省

地域計画

担い手への農地集積の状況

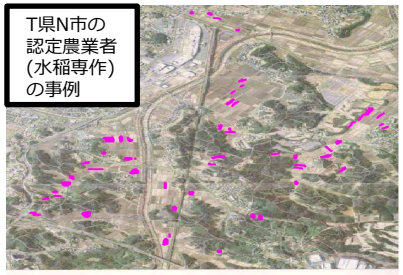
○　我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる**懸念。
○　生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要。
○　このため、**農業経営基盤強化促進法等を改正**（令和５年４月１日施行）。

○ 基幹的農業従事者の減少が進展



資料：農林水産省「農林業センサス」

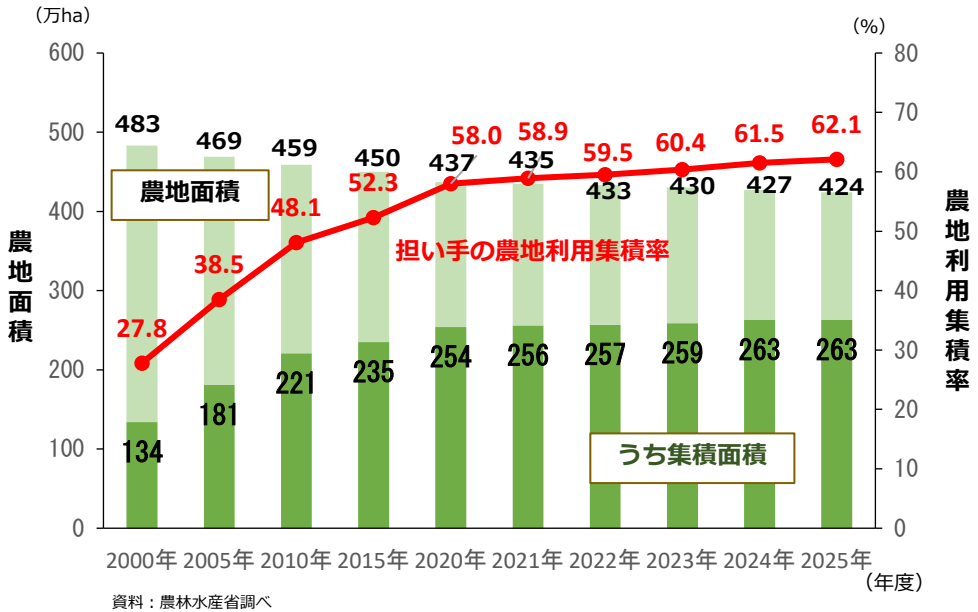
○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散（分散錯圃）



経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在
最も離れている**農地間**の直線距離は**5㎞**

○ 担い手の農地利用集積面積・集積率の推移

担い手への農地利用集積は、農地バンクを創設した2014年以降、加速化し、2025年度の集積率は62.1%となった。
他方、担い手の経営耕地は分散しており、集約化はまだ途上にある。



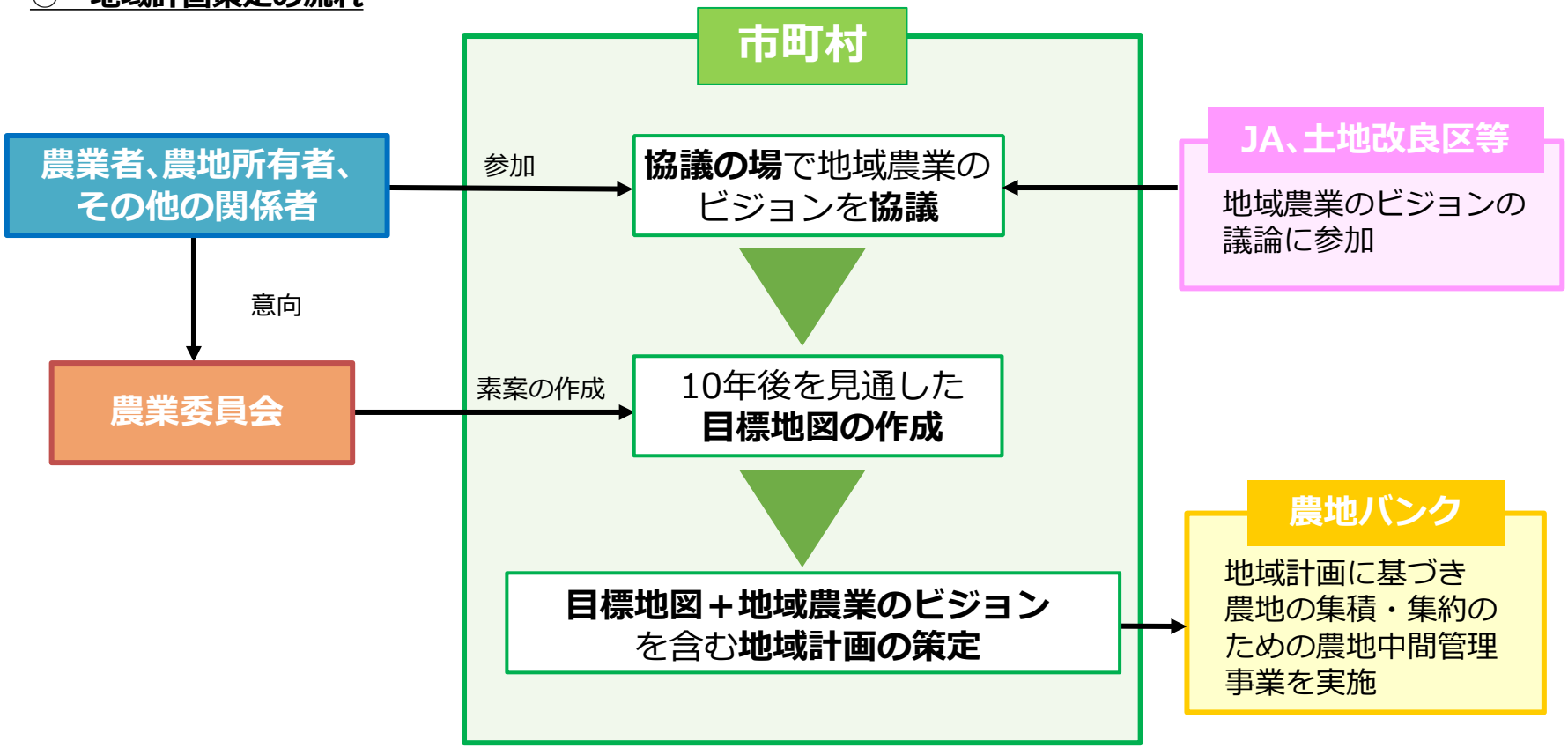
資料：農林水産省調べ
注：担い手の農地利用集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、
市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営が所有権・利用権・特定農作業受託により経営する面積

地域計画の概要

○　令和５年の**改正農業経営基盤強化促進法**により、**市町村**は、農業者・農業委員会・農地中間管理機構・JA・土地改良区等の関係者による話合いを踏まえ、**令和７年３月末まで**に地域計画を**策定**。

○　**地域計画の目的**は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における**10年後の農地利用の明確化（目標地図）**を通じた①**将来にわたる適正な農地利用の確保**、②**農地の集約化の推進による生産性向上**。

○　**地域計画策定の流れ**



協議の場の設置

市町村は、「地域の話合いの場」を基本に、地域農業の将来の在り方を検討するため、**幅広く関係者**に参加を呼びかけ、**協議の場を設置。**

【幅広い関係者の例】

- **集落の代表者**：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- **認定農業者等の担い手**：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- **農地所有者の代表者**：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- **若年者や女性**：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- **隣の集落の担い手**：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- **新規就農者**：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- **農業法人・企業**：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- **畜産農家・養蜂家**：飼料の供給や堆肥の供給、蜜源作物の作付けなどに関する意見
- **地域住民**：地域の現状と将来を見据えた、地域全体の土地の管理構想に関する意見



協議の場の区域

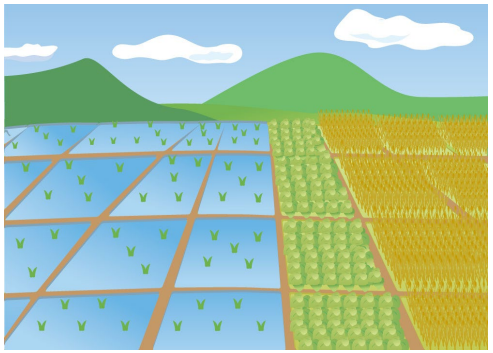
市町村は、**地域の歴史的まとまりの経緯を参考に、協議の場の区域を設定。**

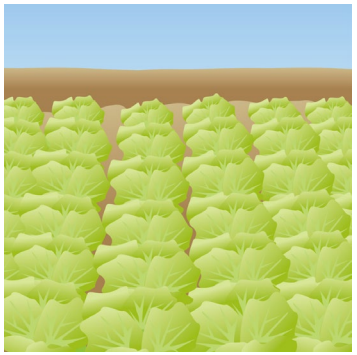
⇒自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域 ： 集落・隣接した複数の集落・大字・旧小学校区

なお、協議が行われる区域は、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる区域を想定。

協議の場における協議事項

協議事項





(1)農用地の集積、集約化の方針
- 担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。

(2)農地中間管理機構の活用方針
- 農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。

(3)基盤整備事業への取組方針
- 農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
- 新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。

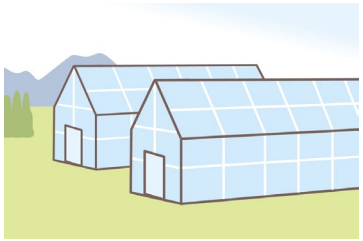
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
- 農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。

任意事項（地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議。）

① 鳥獣被害防止対策　② 有機・減農薬・減肥料
③ スマート農業　④ 畑地化・輸出等
⑤ 果樹等　⑥ 燃料・資源作物等
⑦ 保全・管理等　⑧ 農業用施設
⑨ 耕畜連携等　⑩ その他







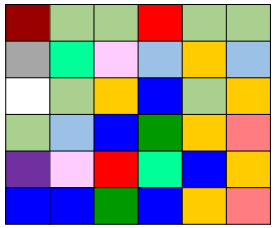


目標地図の作成

○　**農業委員会**は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、ＪＡ、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案を作成**し、同意市町村に提出

○　**農業を担う者**ごとに利用する農用地等を定めて**地図に表示**

①現状地図



農地関係の情報を一筆ごとに表示できる**デジタル地図**（eＭＡＦＦ地図）を活用

＜現状に係る情報＞
- 所有者の氏名・住所
- 農地の所在・地目・面積
- 農地の権利関係
- 耕作者の氏名
- 遊休農地かどうか
- 農地バンクへの貸付状況

等

タブレットでeMaff地図に情報送信

国が設定した全国統一の項目をタッチパネルで入力

農業委員会（推進委員等）が**出し手・受け手の意向等**を把握

- 出し手と受け手の年齢・耕作状況・後継者の有無
- 出し手のリタイアの意向・機械所有の状況
- 受け手の規模拡大（地域外を含む）・集約化の意向
- 出し手と受け手の作業受委託の状況・意向

等

②農業者の意向等の情報を①の地図に追加して反映



農業者の意向等の情報を基に現状及び今後の見通し等について**分析できる地図**を作成可能に

＜現状に係る情報＞
- **出し手・受け手の年齢**
- **出し手・受け手の意向**
- **後継者の有無**

等

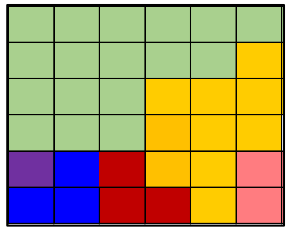
eMaff地図上でワンクリックで何通りもの地図を作成可能

農業委員会は、農地の集約化等を図る観点から、**目標地図の素案**を作成

農地バンク、JA、土地改良区等の関係機関は、農業委員会に対し、**必要な情報の提供等の協力**

- 農地バンクは、増員した現地コーディネーターにより、地域外の受け手候補の情報等を把握・提供
- JAは、組合員の経営意向を提供
- 土地改良区は、管内の土地改良事業、水利施設の情報を提供

③目標地図



10年後に目指すべき農地利用の姿を地図に表示

- 受け手がいない地域では、当面、例えば
  ①　多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織
  ②　JA等のサービス事業体等の活用
- 受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地については、作成後も随時調整しながら反映

地域計画の策定状況

○　令和５年の改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話合いを踏まえ、**令和７年３月末までに地域計画を策定**。

○　令和７年４月末時点の地域計画の策定数は、全国1,615市町村、18,894地区。地域計画区域内の農用地等面積は422万haと**農地のほとんどをカバー**。

○　しかし、このうち**将来の受け手が位置付けられていない農地面積は134万haと約３割**にのぼるほか、目標地図を類型別に分類すると、**「将来の受け手に集約化」することが明確化**されているものは、策定数の**約１割**にとどまっている。

項　　目	令和７年４月末時点（確定値）
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 （策定予定数：2.0万地区）
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ｈａ
うち　目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ｈａ
うち　将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万ｈａ （31.7%）

※ 地域計画が定められた区域における農用地等の面積。
農地のほか、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【目標地図の分類結果】

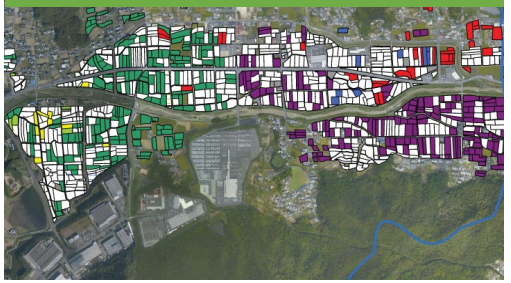
①将来の受け手に集約化　2,053（11%）



②現況地図にほぼ近い　8,536（45%）



③将来の受け手が不足　7,690（41%）



※ その他、①～③のいずれにも分類されないものが615（3%）

（参考）地域計画の策定状況　ー都道府県別ー

都道府県	策定市町村数	策定された地域計画数	地域計画区域内の農用地等面積（千ha）	うち受け手不在の農地	
				農地面積（千ha）	割合
合計	1,615	18,894	4,222	1,339	31.7%
北海道	172	489	1,200	112	9.4%
青森県	40	209	151	49	32.2%
岩手県	33	410	155	66	42.9%
宮城県	33	196	119	32	27.2%
秋田県	25	323	148	47	32.0%
山形県	35	368	123	37	30.0%
福島県	57	1,007	147	71	48.3%
茨城県	44	372	148	76	50.9%
栃木県	25	492	125	51	40.9%
群馬県	35	260	63	39	62.0%
埼玉県	61	394	62	35	56.8%
千葉県	48	529	96	54	56.1%
東京都	14	22	2	2	89.3%
神奈川県	29	100	10	5	47.7%
山梨県	27	195	16	4	23.5%
長野県	77	444	97	34	34.7%
静岡県	34	242	59	35	59.0%
新潟県	29	226	169	31	18.4%
富山県	15	233	64	21	32.4%
石川県	19	656	38	10	26.9%
福井県	17	883	37	7	19.7%
岐阜県	41	261	46	21	45.4%
愛知県	50	311	58	23	40.1%

都道府県	策定市町村数	策定された地域計画数	地域計画区域内の農用地等面積（千ha）	うち受け手不在の農地	
				農地面積（千ha）	割合
三重県	28	461	32	14	44.0%
滋賀県	19	1,161	42	5	11.9%
京都府	25	242	24	3	10.8%
大阪府	35	330	9	8	80.2%
兵庫県	37	1,756	47	12	24.7%
奈良県	28	289	8	3	40.4%
和歌山県	28	128	34	21	61.5%
鳥取県	19	223	33	18	54.5%
島根県	17	339	33	12	37.1%
岡山県	27	267	65	41	63.4%
広島県	20	199	63	42	66.7%
山口県	18	285	36	17	47.1%
徳島県	24	116	29	22	73.5%
香川県	16	188	39	28	71.9%
愛媛県	20	346	45	25	56.1%
高知県	34	253	32	20	62.6%
福岡県	52	425	67	22	32.2%
佐賀県	20	343	52	14	27.7%
長崎県	21	416	41	8	19.4%
熊本県	45	420	111	34	31.0%
大分県	17	473	52	27	51.9%
宮崎県	26	791	54	13	23.6%
鹿児島県	43	660	96	35	36.3%
沖縄県	36	161	42	32	76.7%

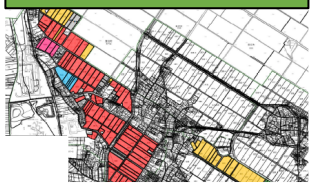
※　令和７年４月末時点。なお、四捨五入の関係により数値の合計が合わない場合がある。

地域計画の継続的な見直しの必要性

- 類型①「将来の受け手に集約化」は１割にとどまり、残りの９割については、継続的な見直しが必要
- 地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直すもの

地域計画の継続的な見直しを全国的に展開する必要

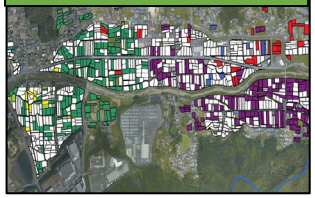
①将来の受け手に集約化



②現況地図にほぼ近い



③将来の受け手が不足



●地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

●地域の実情に応じて、必要な見直し

●地域計画の継続的な見直し
〔担い手への農地の集約
受け手不在農地の解消 ⇔ 担い手の育成・確保〕

●地域計画の実現に向けた取組
〔農地バンクを通じた農地の権利設定〕

地域計画の継続的な見直しの全国展開

地域計画の状況

○　**地域計画**は全国の**約１万９千地区**で策定（令和７年４月末時点）
○　一方、しっかり話し合い、**将来の受け手に農地を集約化することができた地区**は、**約１割**
○　地域計画は一度策定して終わりではなく、**継続的に見直し、完成度を高める必要**

地域計画の継続的な見直しが重要

地域計画の継続的な見直しに向けた取組

[市町村]

○　**市町村が中心**となって、農業委員会、ＪＡ、土地改良区、農地バンク、都道府県等の**関係機関・農業関係者との推進体制等を整備**
○　将来の地域農業の在り方や目標地図をベースにした調整など、**話合いの目的やテーマを明確化**した上で、できる限り**多く協議を開催**
○　若者や女性、地域外の担い手、農業支援サービス事業者など**多様な関係者にも参加**を呼びかけ、**協議の場に参加する機会を確保**
○　**市町村内の部局を越えた横断的な体制を整備**し、農業者等からの相談窓口となる**担当を明確化し周知**

[農業委員会]

○　農地の出し手と受け手の**意向を丁寧に把握**
○　受け手が利用しやすいよう**土地利用調整を進め、目標地図の素案を作成**

[都道府県]

○　**地域外の担い手や農業参入者のリスト化、普及指導員が協議の場に参加できるよう配慮**し、地域の合意形成の**コーディネート役や地域の実情に応じた作物の導入の提案等による産地化に向けたサポート**など、市町村等の取組を**支援する体制を整備**
○　**市町村等と継続的な見直しの取組状況を共有**し、必要に応じて個別に**市町村等をフォローアップ**

農林水産省は全国の取組状況を取りまとめ都道府県へフィードバック

地域計画の継続的な見直し①

○ 地域計画は、一度策定して終わりではなく、随時見直し、完成度を高めていくことが重要。

○ 農地の集約化を明確にできた地域計画は１割にとどまっており、昨年９月以降、**地域計画の継続的な見直しを全国的に展開。**

○ 現場からのボトムアップ方式で**重点的に地域計画の見直しに取り組む地区**（重点地区）を明らかにしたうえで、各種**補助事業の活用**等により現場の課題を解消しながら、**地域計画の完成度を高め、農地集約を実現**していく。

令和７年度 | **令和８年度** | **令和９年度以降**

９月 → **３月**

地域計画の継続的な見直しを全国的に展開

推進体制の整備・話合い・目標地図の見直し

【推進体制の整備】
○ 市町村内の横断的な推進体制の構築
○ JAや土地改良区などの関係機関との協議会等の推進体制の整備

【話合いに向けた調整】
○ 未参加者や地域外の担い手への呼びかけ

【意向把握】
○ 所有者や未確認者（本人・家族）等の意向把握

【継続的な協議の開催】
○ 産地エリアの設定
○ 担い手誘致・基盤整備の検討等
○ 取組の進捗確認、課題の整理

【目標地図の素案の更新】
○ 農地交換など団地化に向けた調整
○ 受け手不在農地の解消

重点地区の選定

- **国の職員の現地訪問、都道府県によるサポート**等により**伴走支援**
- **各種補助事業の活用**等により地域の課題を解消し、**地域計画の実現を後押し**

農林水産省が取組状況を把握

新たな重点地区の選定

地域計画の継続的な見直し②

○　現場からの**ボトムアップ方式**で重点的に地域計画の見直しに取り組む地区（**重点地区**）を**設定**。

○　市町村⇔都道府県、都道府県⇔国で**目標を共有**、**進捗を把握**しながら、年度ごとに重点地区を設定し、順次地域計画の完成度を高める取組を拡大。

【当面想定される重点地区のイメージ】

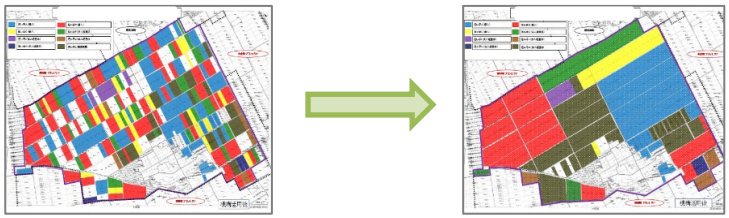
○ 基盤整備の取組を進めている地区

基盤整備事業の活用に向けた話合いと併せて、地域計画の話合いを実施し、事業完了後における受け手への農地の集約化・団地化を進める。



○ 集約化に向けた機運が高い地区

農地集約化促進事業の活用を目指す地区等において、農地の集約化を明確化した目標地図を作成し、その実現に取り組む。



○ 産地づくりや新たな担い手の参入団地形成に取り組む地区

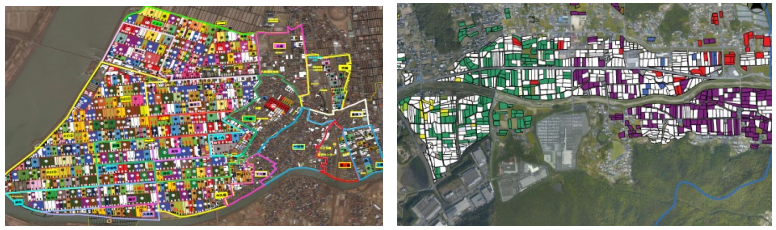
野菜・果樹等の産地化、輸出産地の形成、耕畜連携、新規就農者や地域外の担い手の誘致等に取り組む地区において、団地形成等を進める。





○ 地域で課題を抱えており、取組に苦慮している地区

国や都道府県職員の現地訪問、第三者コーディネーターの参加等を通じて、課題解決に向けて取り組む。



現場活動の推進体制の強化に向けた支援

○ 地域計画の継続的な見直しと農地の集約化に向けては、①農地の出し手と受け手の**意向把握**や②担い手や若者を含めた地域での**話合いの実施**などの**現場活動が重要**。

○ こうした現場活動の推進体制を強化するため、引き続き**農業委員会の活動を支援**するほか、令和8年度からは、地域において現場活動に取り組む**JA・土地改良区などの協力団体への支援**や**マンパワー不足の市町村をサポートする都道府県の活動の支援**を実施。

市町村

農業委員会

○ **農業委員会交付金【R8当初 47億円】**
農業委員等の報酬・人件費

○ **農地利用最適化推進事業【R8当初 39億円の内数】**
農業委員会による現場活動の支援

○ **機構集積支援事業【R8当初 35億円】**
遊休農地や所有者不明農地の活用に向けた取組の支援

協力団体

○ **農地利用最適化推進事業【R8当初 39億円の内数】**
地域において現場活動に取り組む団体（JAや土地改良区等）による活動を支援

サポート

都道府県

○ **農地利用最適化推進事業【R8当初 39億円の内数】**
マンパワー不足の市町村をサポートする都道府県による
- 市町村への専門家等の派遣
- 民間事業者と連携した目標地図のデジタル化

等の取組を支援



現場活動の強化

・農地を貸したいという**所有者**や農地を借りたいという**担い手**の**意向把握、目標地図の素案作成**
・地域の中心的な**担い手**や**若い世代**の農業者が参加した**話合いの継続的な実施**
・**目標地図の実現**に向けた**所有者や担い手との調整**

集約化に取り組む地域・農業者に向けた支援

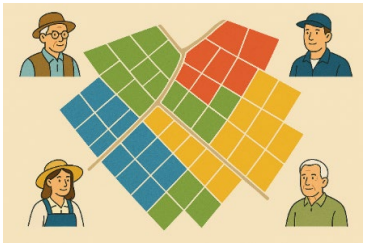
○ 地域計画に基づいて集約化に取り組む地域の課題解決に向けて、**地域が一体**となって農地バンクを活用した**農地の集約化**に**取り組む地域を支援**するほか、担い手が引き受けやすくなるように農地の条件を改善する**農地の基盤整備**や、農地を引き受ける**担い手の機械導入等を支援**

地域への支援

○ **農地集約化促進事業**
【R7補正 80億円】

農地の集約化を目指す目標地図を作成し、目標地図に基づく集約化を実現するため、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付ける地域に支援金を交付

農地の集約化に向けた地域の機運を醸成し、取組を後押し



基盤整備

○ **大区画化等加速化支援事業**
【R8当初 5億円、R7補正 25億円】
○ **農地中間管理機構関連農地整備事業**
【R8当初 625億円の内数、R7補正 1,035億円の内数】
○ **農地耕作条件改善事業**
【R8当初 203億円、R7補正 100億円】
等

農地の大区画化・区画拡大、管理作業の省力化整備、水田の汎用化・畑地化、農道の整備等を実施

担い手が引き受けやすいように農地の条件を改善



機械導入等

○ **地域農業構造転換支援事業**
【R8当初 29億円の内数、R7補正 129億円の内数】
○ **農地利用効率化等支援事業**
【R8当初 11億円】
等

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な機械導入等を支援

担い手の更なる農地の引き受けを支援

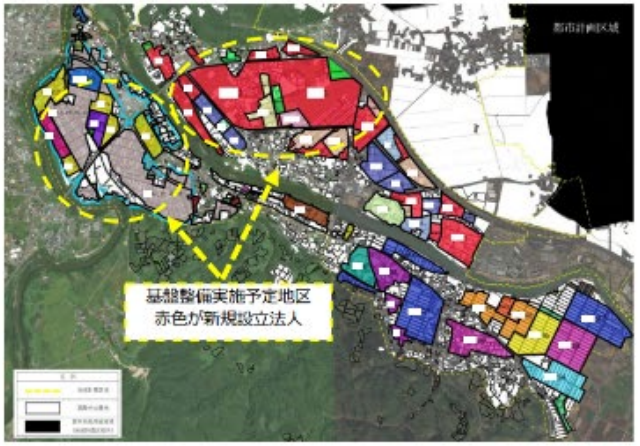


（参考）地域計画の話合い等をきっかけに農地の集約化が進んだ事例①

○　世代を越えて話し合い、地域が一体化し、集約化が進展

・　協議において、若手世代の意見を積極的に取り入れた結果、新たな法人設立や、基盤整備を契機とした園地拡大により、集積・集約化が進展。





○　農地バンクの活用や機械導入により集約化

・　農地バンクを活用し、耕作者のリタイアに併せて段階的に農地の集積・集約化を進め、生産性向上に寄与。

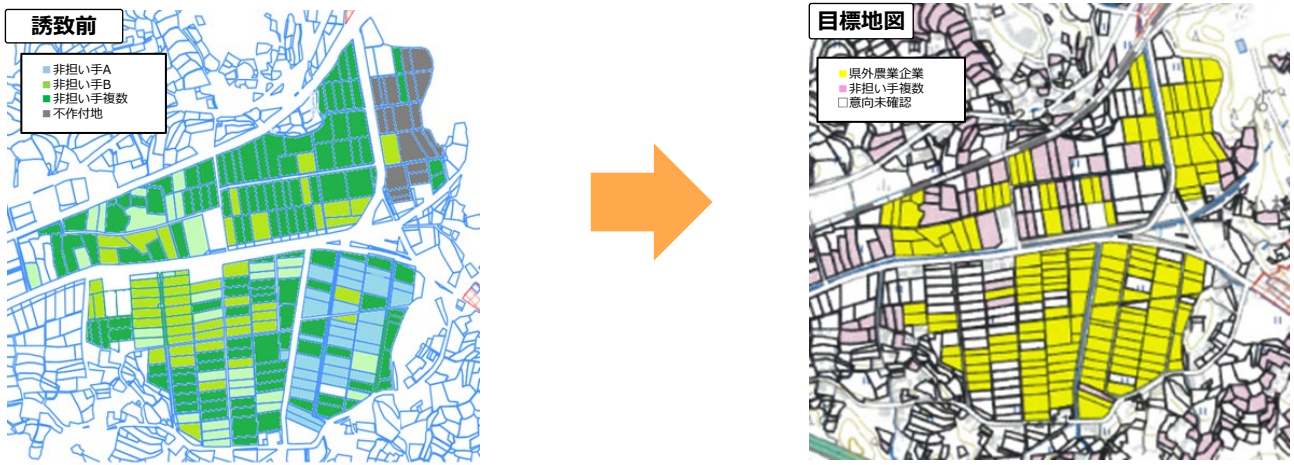




（参考）地域計画の話合い等をきっかけに農地の集約化が進んだ事例②

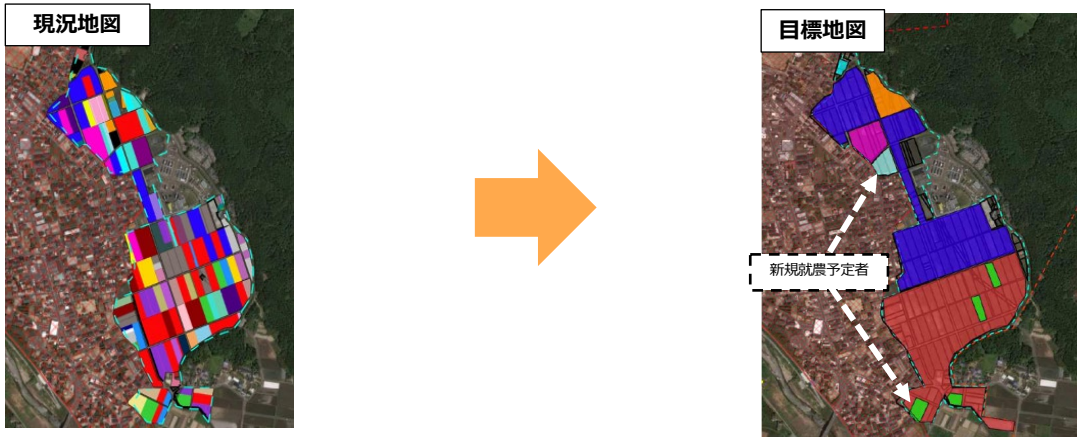
○　県外の農業法人の誘致による集約化

・　県セミナーを通じて関心を示した農業法人の受入れに向け地域で丁寧に調整を行った結果、参入につながり、農地の集約化が進展。



○　新規就農者も位置付け地域の農地を集約化

・　地区代表が旗振り役となって取り組んでいる基盤整備事業を契機に、新規就農を検討している後継者も含めて地域計画に位置付けたことで、地区の若返り・農地の集約化が進展。

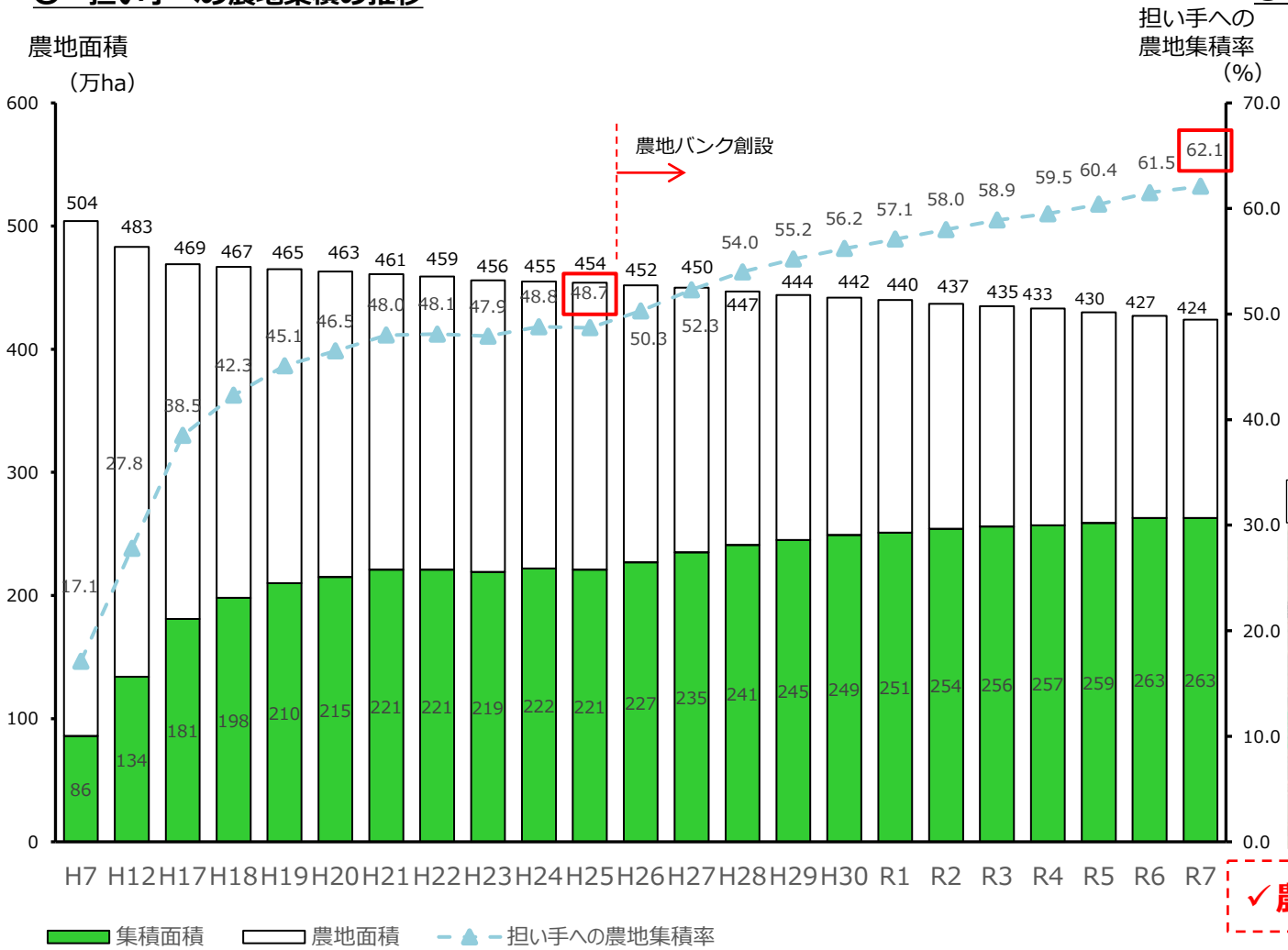


担い手への農地集積

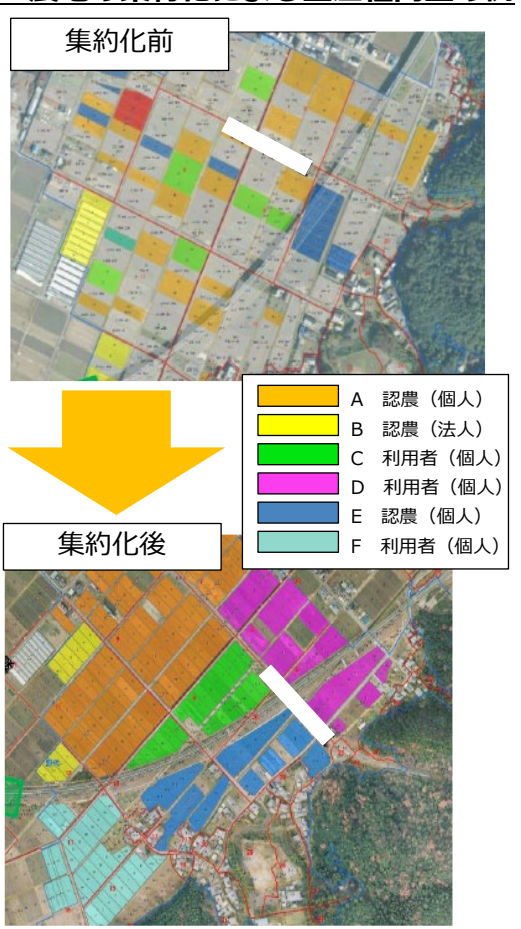
農地の状況

○　これまで、担い手への農地の集積を推進してきた結果、**農地集積率は6割まで進展**。今後、農業者が急速に減少する中で、農地の効率的な利用を確保し、生産性の向上を図るためには、農地の集積にとどまらず、**農地の集約化**が必要。

○　担い手への農地集積の推移



○　農地の集約化による生産性向上の例



✓農地を集約化し、生産性を向上

出典：経営局農地政策課調べ（R８.6月時点）

都道府県別の担い手への農地集積率

(%)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
北海道	87.6	88.5	90.2	90.6	91.0	91.5	91.4	91.4	91.6	91.8	92.5	92.9
青森	48.0	50.2	51.4	53.6	55.1	56.5	57.6	58.2	58.1	58.5	60.0	59.5
岩手	47.9	49.4	50.6	51.9	53.0	53.4	53.7	54.5	54.9	55.3	56.0	56.2
宮城	48.8	51.6	54.5	57.8	58.9	59.2	60.1	61.8	62.4	63.9	65.5	65.8
秋田	60.6	64.6	66.2	67.8	68.7	69.3	70.0	70.6	71.3	71.2	71.6	71.9
山形	53.6	60.2	63.1	64.8	66.0	66.4	67.5	69.0	70.0	71.1	71.9	72.8
福島	26.9	30.2	32.5	33.6	34.6	36.1	37.5	39.5	40.6	41.7	44.5	45.2
茨城	24.5	26.6	29.3	32.8	34.2	35.4	37.1	37.8	39.9	41.3	42.3	43.7
栃木	43.3	47.4	49.2	50.7	52.3	52.7	52.1	52.7	53.1	54.5	56.8	56.5
群馬	30.2	31.1	32.0	34.8	37.2	38.8	40.3	41.6	42.4	43.8	44.1	44.7
埼玉	24.2	24.8	25.6	27.5	29.3	30.1	32.0	33.3	32.8	33.8	35.1	35.7
千葉	19.9	20.6	21.3	23.0	23.9	25.2	26.9	28.2	29.2	30.5	31.7	32.9
東京	21.2	21.1	22.2	23.2	23.8	24.3	24.5	24.8	26.0	26.1	26.7	27.7
神奈川	19.5	17.7	18.5	19.3	19.5	20.0	20.7	21.2	21.5	22.2	23.0	23.3
山梨	17.1	19.9	21.1	22.2	23.2	24.2	26.0	28.0	28.6	28.8	30.3	31.8
長野	32.0	34.0	35.6	36.5	37.3	37.6	38.9	39.5	39.7	40.7	42.3	43.4
静岡	39.4	40.3	42.3	42.9	37.4	38.9	42.2	44.8	44.6	45.4	46.7	48.0
新潟	54.0	58.2	60.0	61.5	62.8	63.9	64.8	65.9	66.4	67.2	68.3	68.1
富山	53.5	56.0	57.6	60.0	63.3	65.0	66.5	67.8	68.8	69.1	71.0	71.7
石川	45.7	51.3	55.8	58.3	59.9	61.2	62.4	63.7	64.2	64.2	65.8	69.1
福井	53.8	57.5	60.8	63.8	65.7	66.7	67.6	68.4	69.7	70.0	70.3	71.3
岐阜	30.7	31.5	32.7	34.6	36.2	37.0	37.8	39.3	40.1	41.2	43.4	44.0
愛知	31.7	33.9	34.1	35.3	36.9	37.6	40.0	41.0	42.1	42.6	44.0	44.9
三重	30.1	33.5	33.6	35.5	37.9	38.9	41.6	43.8	44.8	46.0	47.7	48.2

(%)

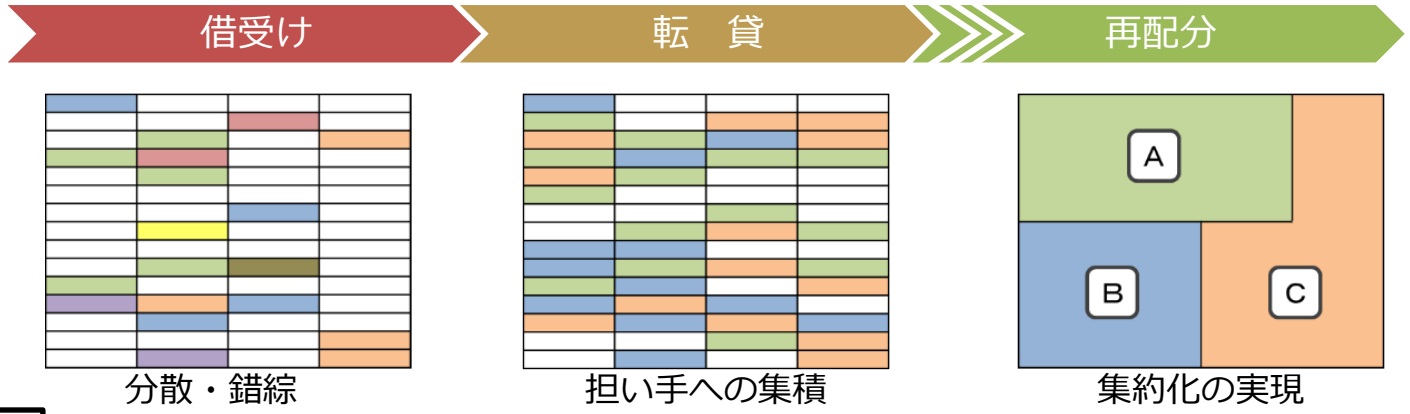
年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
滋賀	47.2	52.3	56.0	58.1	59.7	62.1	63.2	64.9	65.8	67.8	69.1	70.8
京都	16.7	17.8	19.6	21.1	21.8	22.3	23.5	24.4	25.3	26.6	28.5	29.8
大阪	8.8	9.1	10.5	10.6	10.9	11.4	11.7	12.2	12.7	13.3	14.6	14.4
兵庫	19.5	22.0	22.4	23.1	23.4	24.0	24.5	24.8	25.9	26.6	28.0	28.7
奈良	13.0	14.0	15.5	16.2	16.6	17.5	18.5	19.5	20.4	21.4	24.0	22.9
和歌山	23.6	24.3	25.1	26.2	26.7	28.1	29.0	30.2	30.7	32.1	34.1	35.0
鳥取	21.8	24.5	27.1	29.3	30.4	30.9	32.0	32.4	33.4	35.3	36.5	37.5
島根	27.6	30.3	31.3	32.3	33.3	34.2	35.3	36.0	37.3	37.8	39.0	39.1
岡山	19.8	20.7	21.6	23.9	25.0	25.2	25.3	26.4	26.6	27.5	29.2	30.2
広島	19.2	20.9	22.1	23.2	23.9	24.3	25.1	25.4	26.2	27.0	28.0	27.5
山口	24.6	26.6	27.5	28.3	28.8	30.3	31.5	32.1	33.1	33.6	34.4	35.0
徳島	22.3	22.8	24.8	25.6	26.5	25.3	27.1	27.8	28.7	29.0	28.7	30.7
香川	29.1	30.5	26.5	27.8	28.5	28.1	29.3	30.8	31.9	33.1	33.9	34.4
愛媛	25.8	27.4	28.4	29.8	30.8	31.8	33.6	34.2	35.9	37.4	39.8	39.7
高知	21.0	21.4	26.0	31.4	32.4	32.1	33.5	33.9	35.6	35.7	36.4	38.1
福岡	44.6	46.7	49.7	51.7	53.4	54.2	54.6	55.2	55.9	56.7	57.0	58.0
佐賀	69.1	68.8	68.6	69.4	71.3	71.5	70.8	71.0	70.1	70.9	71.4	72.5
長崎	37.4	39.6	40.3	41.2	41.7	42.5	43.6	45.3	45.0	45.8	47.1	46.7
熊本	44.5	45.2	45.2	47.0	48.2	47.6	49.8	50.7	52.0	54.3	54.0	55.0
大分	33.8	36.2	38.2	40.1	41.3	42.6	43.4	43.9	45.2	45.8	47.5	49.5
宮崎	45.8	45.6	46.2	47.1	48.7	50.8	53.6	55.4	57.0	57.6	58.6	59.6
鹿児島	39.4	42.0	42.8	41.6	42.4	42.5	43.6	45.7	45.5	47.1	47.9	48.2
沖縄	30.1	29.8	34.5	20.2	19.9	21.9	24.7	25.1	25.8	26.0	29.5	30.3
全国	50.3	52.3	54.0	55.2	56.2	57.1	58.0	58.9	59.5	60.4	61.5	62.1

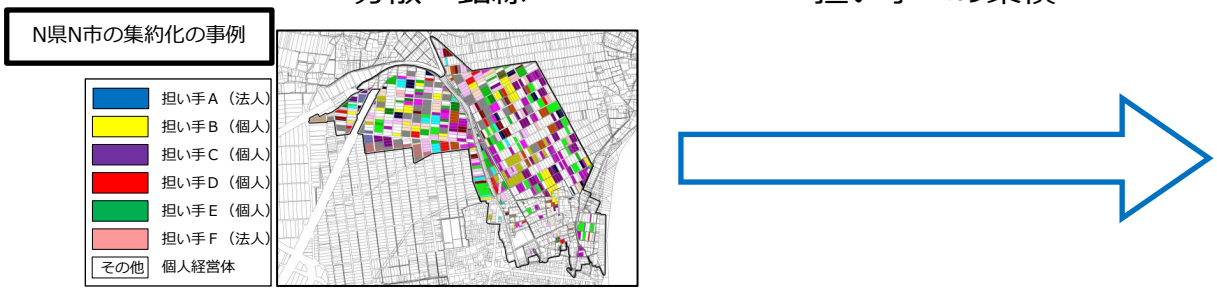
農地中間管理事業（農地バンク事業）

○　農地バンク事業は、
① 地区内の分散・錯綜しており担い手に集約する必要がある農地や耕作放棄地を借り受け、
② 必要に応じ、基盤整備等の条件整備を行い、
③ 借り受けている農地を管理し、
④ まとまった形で転貸し、
⑤ その後、再配分機能により集約化を実現する

仕組みとして創設され、平成26年度に、各都道府県に一つに限って農地中間管理機構（農地バンク）を設置（47バンク）

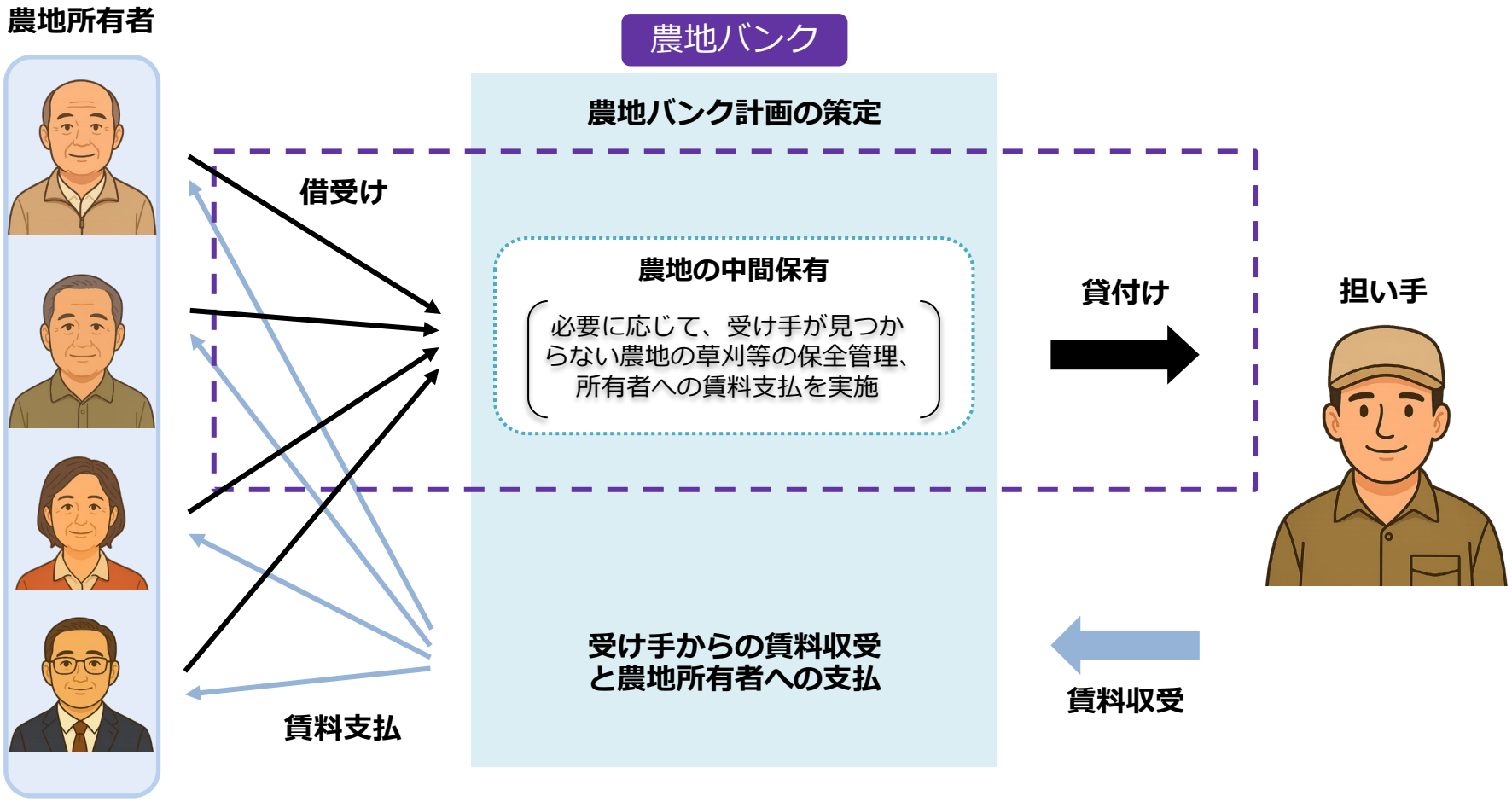
【農地バンクによる農地の集積・集約化のイメージ】





農地集約における農地バンクの役割①

○　平成26年度に創設された農地中間管理機構（**農地バンク**）は、各都道府県に１つ設置されており、**地域計画に基づいて**、農用地利用集積等促進計画（**農地バンク計画**）を**策定**し、**農地所有者から農地の借受け**（**中間保有**）等を行い、まとまった形で**受け手に対して貸し付ける**ほか、その後の**賃料収受**等を**一括で実施**。



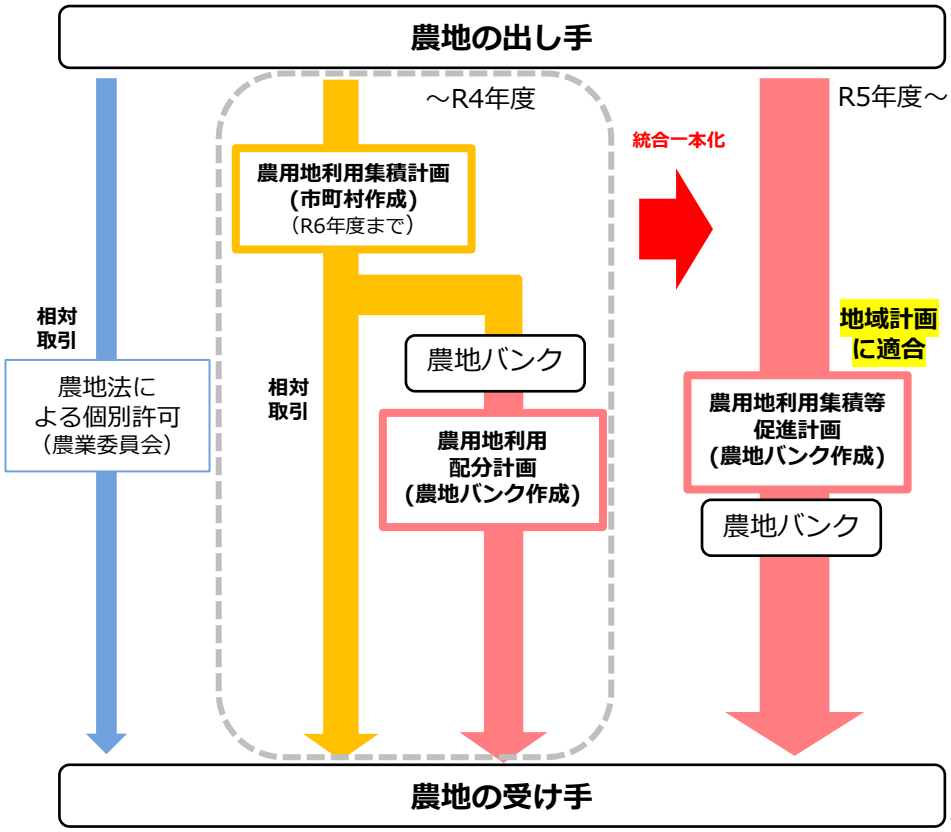
農地集約における農地バンクの役割②

○　農地の集約化に向けては、地域計画で目標を共有し、**地域でまとまって**、まずは**農地バンクに貸し出す**ことが重要。

○　その前提として、**市町村や農業委員会**の**現場活動**と農地バンクの**権利設定機能**を**結びつけ**、これを実現するための**地域の体制づくり**が重要。

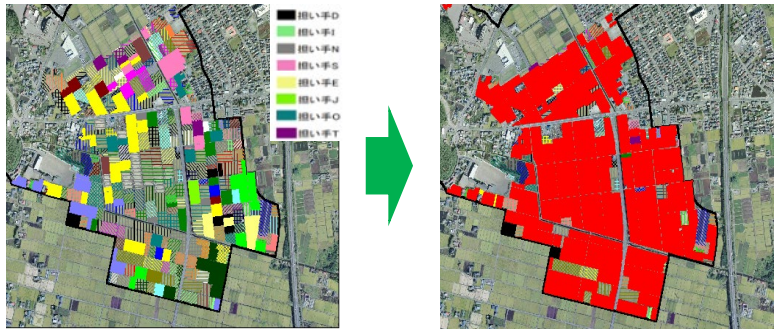
○　農地バンク計画への手続一本化

・　農地バンクを通じた農地の集約を進めるため、令和５年施行の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村の農用地利用集積計画を廃止。農地の権利設定等については、農地法による個別許可の場合を除き、農地バンク計画に手続を一本化。



○　農地バンクの機能を上手く活用した事例

・　農地バンクが地域の合意をもとに、地域で一般社団法人を立ち上げて、地域内の農地をまるごと借り受けて集約化



○　農地バンクと関係機関との役割分担

（主な事例）

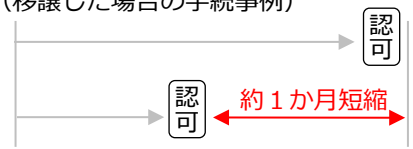
条件調整	農地バンク計画案の作成	農地バンク計画の認可	賃料の徴収・支払	債権管理・紛争処理
市町村 農業委員会	市町村 農業委員会	都道府県 （移譲）市町村	農地バンク	農地バンク

○　農地バンク計画の認可権限の移譲

・　都道府県知事の認可権限を条例で市町村長に移譲可能

・　約４割の自治体で移譲済（R８.4.1）

（移譲した場合の手続事例）



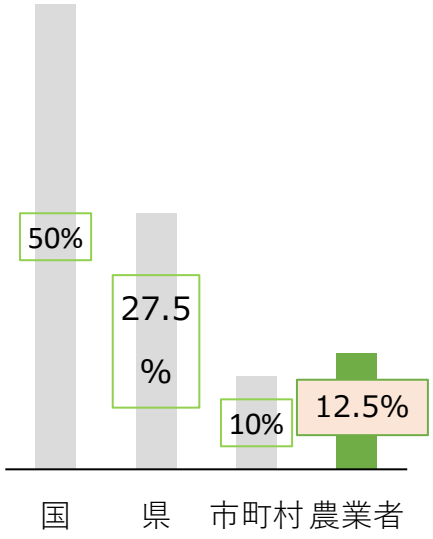
農地バンクを活用した場合のメリット措置

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連事業）

○　事業施工地域の全ての農用地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業等の実施が可能（※）

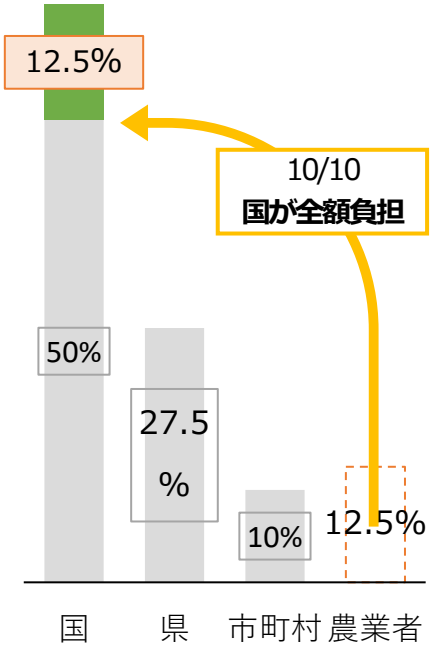
※　土地改良法の一部を改正する法律（令和７年法律第14号）により都道府県に加え**市町村**を事業実施主体に追加し、機構が**所有権**を有する農用地を対象に追加

通常のほ場整備事業



※　平場の場合

機構関連事業



※　平場の場合

農地集約化促進事業

○　農地バンクが貸し付ける農地の**集約化割合**に応じて支援金を交付

○　地域の農地を**農地バンクに貸し付けた割合**に応じて支援金を交付

集約化加速タイプ

○　地域の農地の団地面積の増加割合に応じて集約化目標年度（５年度後）までに団地化する農地面積に対して支援金を交付

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

※　大規模な団地化や新たな受け手を誘致するための団地の場合、当該団地面積に対しては、交付単価を5.0万円/10aに引上げ（大規模集約タイプ・誘致団地創出タイプ）

地域集約化実現タイプ

○　農地の集約化を目指す目標地図が作成された地域において、まとまった農地を農地バンクへ貸し付けた場合、支援金を交付

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
	80%超	2.6万円/10a

農業委員会

農業委員会の概要

○　農業委員会は、**農業委員会等に関する法律**（昭和26年法律第88号）に基づき**各市町村に設置**されている**行政委員会**
○　令和７年10月１日現在、農業委員会数は**1,696**
○　農地法等の許可に関して委員会としての意思決定を行う**農業委員**と、農地利用最適化業務（担い手への農地の利用集積、遊休農地の解消、新規参入の促進）を行う**推進委員**が役割分担しつつ、相互に連携して業務を実施（委員の**任期は３年**）

農業委員会を設置している市町村

区　分		市町村数	農業委員会数	備　考
原則	１市町村につき 1農業委員会を設置	1,513	1,513	
例外	**１市町村につき** **複数の農業委員会**を設置 【要件】次のいずれかの場合 ①市町村面積が著しく大 （24,000ha超） ②農地面積が著しく大 （7,000ha超） ※この要件に該当した場合でも、複数の農業委員会を設置しないこともできる。	3	6	複数設置している３市町村 北海道北見市（２委員会） 神奈川県横浜市（２委員会） 岡山県岡山市（２委員会）
例外	**必置規制の対象ではない**が 農業委員会を設置 【要件】農地面積が著しく小 都府県200ha以下 北海道800ha以下	177	177	
合計		1,693	1,696	

（参考）　農業委員会を設置していない市町村

設置していない理由	市町村数
農地がない	13
農地面積が著しく小（都府県200ha以下、北海道800ha以下）	35
合計	48

農業委員（22,933人）
※　非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

○　市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命

<法令事務を実施>

○　農地の権利移動の許可
○　農地転用案件への意見具申　　等

農地利用最適化推進委員（17,474人）
※　非常勤の特別職地方公務員

<選出方法>

○　農業委員会の委嘱

<農地利用最適化業務を実施>

○　担い手への農地の利用集積
○　遊休農地の解消
○　新規参入の促進

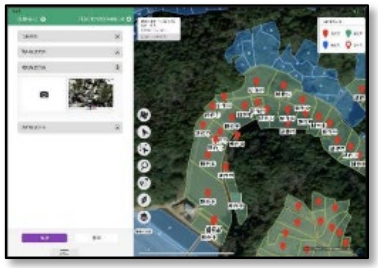
事務局職員数（7,886人）

※　農業委員数、農地利用最適化推進委員数及び事務局職員数は令和７年10月１日現在

農業委員会サポートシステムについて

○　農業委員会サポートシステムは、農地台帳の管理を始めとする農業委員会の基幹業務システムであり、各種アプリ・システムとの連携により農業委員会における業務の効率化を実現
○　令和５年度より目標地図の素案作成に必要な農地の集積や集約化などのシミュレーション機能等を追加

現地確認アプリ

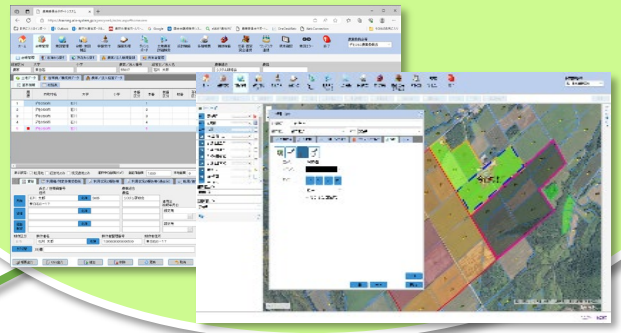


利用状況調査の
デジタル化

意向情報把握の
デジタル化

全国データベース

農業委員会サポートシステム



ワンデスクシステム

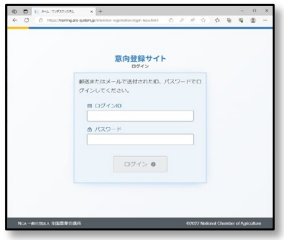


eMAFF農地ナビ



農地台帳情報・
地図情報の公表

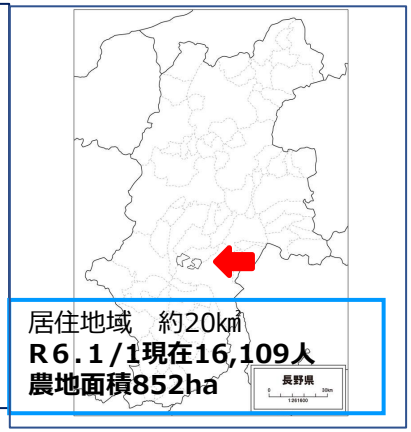
意向登録サイト



農地のマッチングへの取組
（長野県南箕輪村農業委員会）

概　要

体制
・農業委員： 11名／農地利用最適化推進委員：4名
地区の特徴・状況、課題
・長野県の南部、中央アルプスのふもとの村。稲作のほか、野菜や花き、果樹、酪農など多様な農業が行われている。人口増加率は県内一で毎年人口が増え続けているが、基幹的農業従事者の50%以上が70歳以上となっており、後継者不足が課題。
令和４年度最適化活動の目標と実績
・農地集積率：52.9%→58.8%
・遊休農地（緑区分）の解消面積：目標1.2ha→実績2.8ha
・新規参入者への貸付け等同意面積：目標6.2ha→実績12.8ha



取組の特色・内容

【担い手への農地集積、農地利用調整会議の開催】
➢ 農地所有者から申出のあった貸付・売渡希望農地を、担い手等へ集積・集約することを目的に年１回、農地利用調整会議を開催している。会議には地域の担い手農業者や就農希望者らが参加し、農業委員会はコーディネーター役として農地の売買や貸借の調整を実施している。
事前に貸付・売渡希望の農地を地図に落とし込み可視化することで会議の場での利用調整の活性化が図られている。

【貸付・売渡希望農地の傾向】
➢ 貸付・売渡希望の農地所有者の約５割が村外居住者であり、申し出のあった農地に関する意向は売渡が多くなっている。



取組の効果

【担い手への農地集積、農地利用調整会議の開催】
➢ 会場では、貸付・売渡希望の農地を色分けした大判の地図を使用。参加者が顔を合わせ、実際に会話することで、それぞれの意向を確認することができる。取得したい農地が重なった場合は、地区担当の委員が仲介しながら、農業者同士が話し合い、周辺の農地の耕作状況等を考えて選定していくため、農業者が納得した形で進められる効果がある。
➢ 令和４年度は49筆の農地について、農業者が耕作の意思を示す成果があった。農地所有者との具体的な交渉（契約）については、地区担当の委員が後日調整し、その結果、22筆約1.7haの農地が担い手へ集積された。
➢ 農業者同士の交流の場ともなり、情報交換できる良い機会となっている。

【農地利用調整会議以外の取組】
➢ 農業委員と農地利用最適化推進委員が担当地区内農地の遊休化が進みつつあったこと、また、地区内・村内の担い手を支援したい思いから、遊休化が進みそうな所有者へは「使用貸借では地代は無償であるが、草刈りなどの経費が掛からなくなる。」ことを根気よく説明し、担い手へは耕作放棄地解消の補助金の説明と農地を借りてもらうよう呼びかけを行い、狭小な24筆の遊休農地の解消に結びついた。

農地バンクとの連携による農地集積の取組
（岐阜県郡上市農業委員会・西和良地区）

概　要

体制
・農業委員： 19名／農地利用最適化推進委員：19名
地区の特徴・状況、課題
・郡上市は、県中心部に位置する中山間地域で、市域の９割を山林が占める
・地区の約４割が70歳以上の高齢農家であり、遊休農地の増加や集積が課題
令和４年度最適化活動の目標と実績
・農地集積率：28.6%→29.8%
・遊休農地（緑区分）の解消面積：0.6ha→0ha
・新規参入者への貸付け等同意面積：1.7ha→0.6ha



取組の特色・内容

【担い手への農地集積】
- 郡上市では、高齢化や相続による非農地化や不在地主の増加を防止するため、農地バンクとの連携や基盤整備事業と合わせた集積を推進している。
- 西和良地区内の洲河地区において、基盤整備事業の実施に向けた集積を進める機運が高まっていたことから、農業委員・推進委員、担い手、農地バンク、市による推進方針協議を実施。協議に際しては中山間直接支払の集落戦略も活用した。
- 中山間直接支払の地区代表でもあった最適化推進委員が地区内農地の耕作状況をまとめた資料を作成し、担い手の耕作状況を踏まえて事業対象区域以外にも集積範囲の拡大を図った。
- 地区内の農地所有者の中には、貸付に懸念を示す者もいたが、機構集積協力金の交付や将来の耕作が困難となった際の遊休農地化の防止等、集積メリットを粘り強く説明し同意を得た。
- 農業委員・推進委員が地権者へ往訪した際、機構集積協力金の留意事項も説明できるよう、バンク相談員や事務局による十分な事前説明や説明資料の充実等、バックアップを実施。

取組の効果

【担い手への農地集積】
- 当初は県営中山間総合整備事業の受益地で、集積率50%以上(1.4ha以上)の集積目標を設定していたが、農業委員・推進委員による地権者への説明を重ねた結果、賛同者が増加し、目標を大きく上回る約8.5haを担い手である１経営体へ集積（受益地内72%、地区内43.3%）することとが出来た。
- 機構集積協力金も交付されたため、基盤整備事業の地元負担金や獣害対策費として活用し、担い手が農業経営しやすい環境を整備する見込みとなっている。
- 本事業の実施を契機として、集積が滞っていた他の地区でも検討を進める動きが出てきた。
- 今回の取組で中山間直接支払の集落戦略が有効であることが実感できたため、これを活用しつつ引き続き集約に向けた取組を進めることとしている。

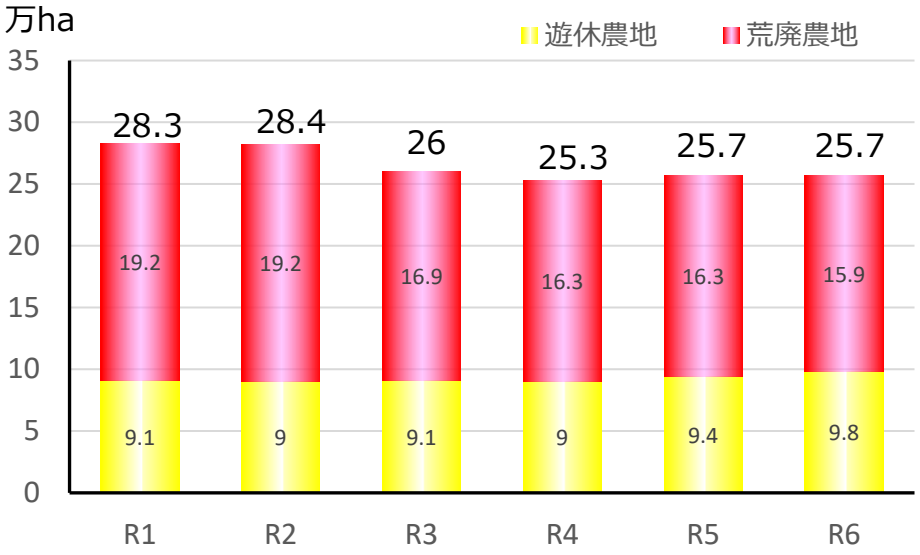


遊休農地

現在農地として利用されていない農地の面積の推移

○　以前農地として利用されていたものの、**現在農地として利用されていない農地**の面積は、**25.7万ha**（令和６年度）。
○　このうち、**遊休農地（再生利用が可能な農地）**が**9.8万ha（38%）**、 **荒廃農地（再生利用が困難な農地）**が**15.9万ha（63%）**。
○　農業委員会は、毎年１回、管内の農地について利用状況を調査しており、この調査を踏まえ、遊休農地については所有者等へ**利用意向調査**を実施。荒廃農地については農地に該当しない旨の**非農地判断**を推進。

○現在農地として利用されていない農地の面積の推移



資料：農林水産省「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」
注１：令和２年以前は、農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」
注２：四捨五入の関係で内数と合計は一致しない
注３：令和２年以前は暦年ベース、令和３年度以降は年度ベース
注４：遊休農地とは、農地法第32条第１項第１号に該当する農地を指す。
なお、同項第２号に該当する農地は農地として利用されているため、計算に含めない。

遊休農地（再生利用が可能な農地）

草刈や抜根等の基盤整備により耕作が可能と見込まれる農地

うち 緑区分：草刈等により直ちに耕作することが可能



（6.2万ha）

うち 黄区分：基盤整備事業など条件整備が必要



（3.6万ha）

→ **利用意向調査**

荒廃農地（再生利用が困難な農地）

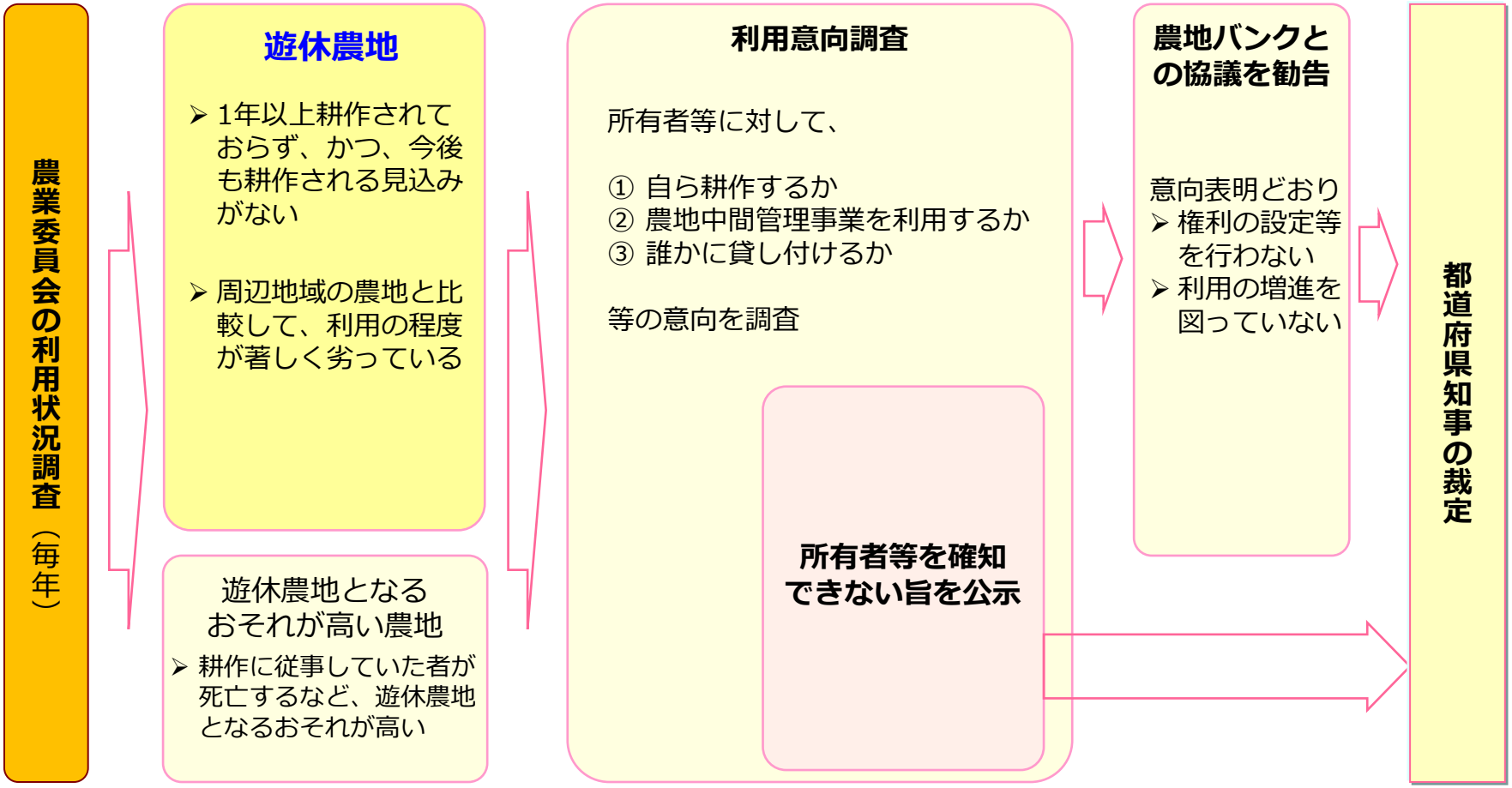
既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難な農地



→ **非農地判断**

遊休農地（再生利用が可能な農地）に関する農地法の措置の概要

○　農業委員会が、毎年１回、管内の農地について**利用状況を調査**の上、遊休農地の所有者等に対して**利用意向調査**を実施。
○　所有者等が意向表明どおりの取組を行わない場合、農業委員会は、**農地バンクとの協議を勧告**し、最終的に**都道府県知事の裁定**により、農地バンクが利用権を取得できるよう措置。
○　**所有者等を確知できない**遊休農地（共有地の場合は、過半の持分を有する者を確知できない場合）については、**公示・裁定**手続で対応。



遊休農地の発生防止策と解消の取組

○ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・ほ場整備事業
・都道府県、市町村単独事業　等



○ 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・多面的機能支払交付金
・中山間地域等直接支払交付金
等



○ 鳥獣害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣害被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・鳥獣被害防止総合対策交付金
・中山間地域等直接支払交付金
等



○ 粗放的利用による維持保全

従来通りの営農が困難な農地において、放牧や蜜源作物の作付け等粗放的な利用を行うことにより、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）　等



○ 地域における協議

地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その実現に向け、荒廃農地の発生防止と解消に取り組むことで、農用地の効率的かつ総合的な利用を促進する。



○ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・就農準備資金・経営開始資金
・都道府県、市町村単独事業　等



○ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

・農地中間管理事業
・都道府県、市町村単独事業　等



○ 農地中間管理事業

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

・農地中間管理機構関連農地整備事業
・遊休農地解消対策事業　等



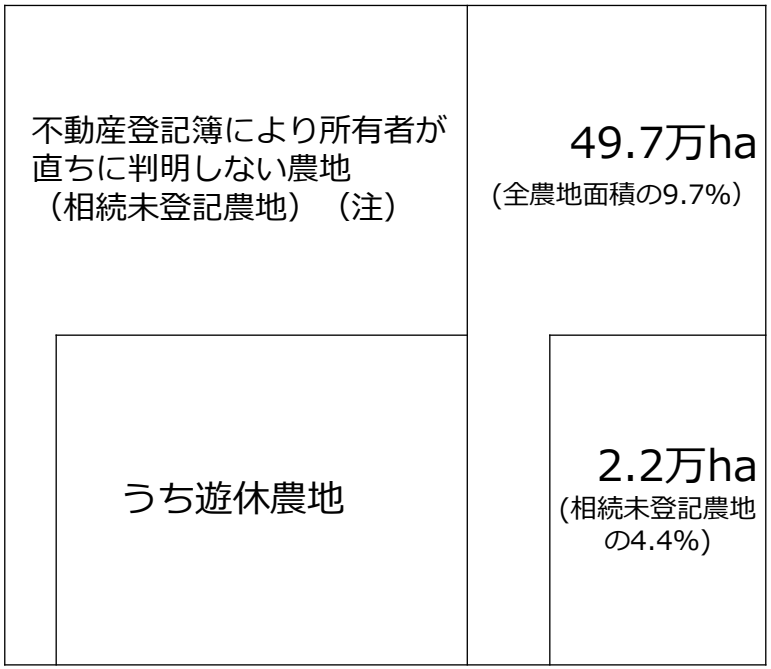
所有者不明農地

所有者不明農地の現状

○　**不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地（相続未登記農地）の面積**は、**49.7万haとなり、全農地面積の約１割**。このうち、**遊休農地の面積**は、**2.2万ha**で全体の**約４％**。

○　令和６年４月からの相続登記の義務化などにより、令和３年度の面積から2.3万ha減少。

■ 所有者不明農地の実態



資料：経営局農地政策課「令和６年度相続未登記農地の実態調査」

注：「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない農地（相続未登記農地）」とは、登記名義人が死亡していることが当該農地の所在市町村において確認された農地（共有農地にあっては、共有者のうち一人でも死亡している場合を含む。）。

■ 相続未登記農地のブロック別の状況

（令和７年３月末時点）

ブロック	面積(ha)	農地面積に対する割合(%)	うち遊休農地	
			面積(ha)	割合(%)
北海道	26,339	2.2%	80	0.3%
東　北	102,497	10.9%	3,799	3.7%
関　東	83,987	8.9%	5,469	6.5%
北　陸	31,243	9.2%	387	1.2%
東　海	15,688	7.2%	950	6.1%
近　畿	36,060	13.9%	1,099	3.0%
中国四国	87,992	17.3%	4,194	4.8%
九　州	107,133	16.7%	5,044	4.7%
沖　縄	6,198	13.2%	1,044	16.9%
全　国	497,137	9.7%	22,065	4.4%

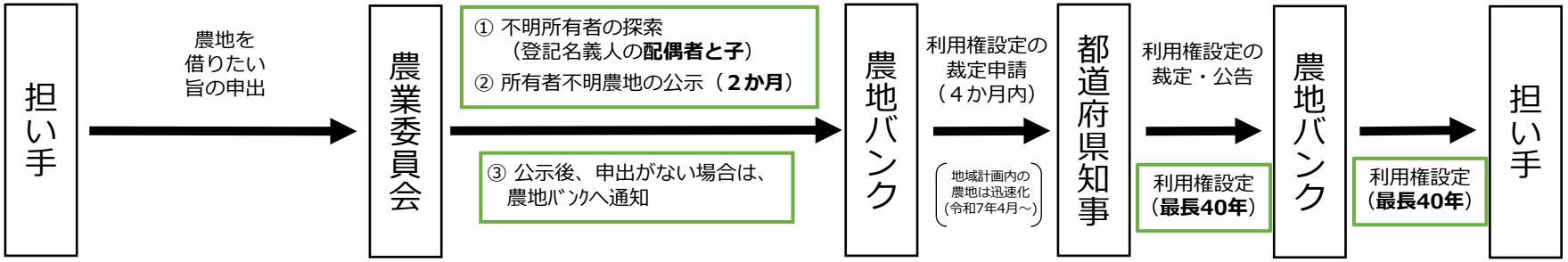
資料：経営局農地政策課「令和６年度相続未登記農地の実態調査」

所有者不明農地制度の概要

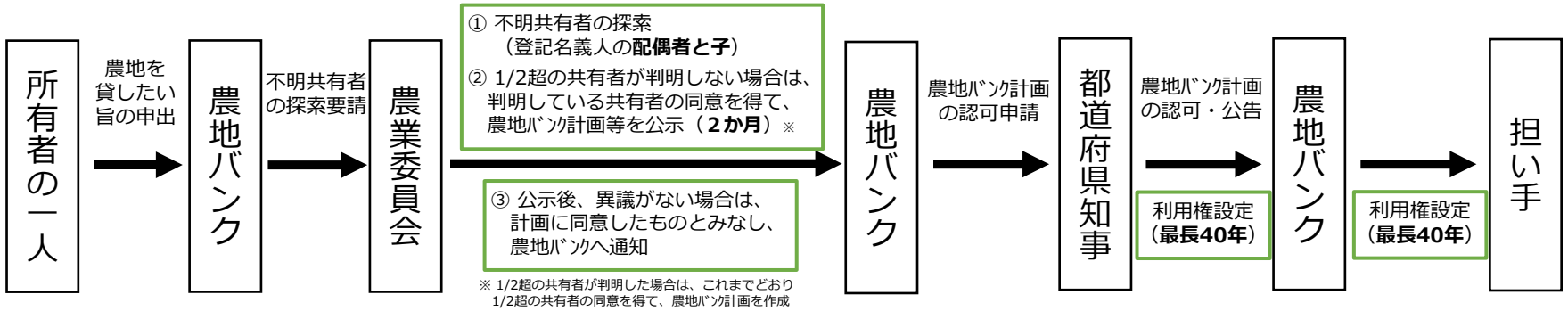
○　所有者不明農地（相続未登記農地）の利活用を促進するため、平成30年11月に、**農業委員会による探索・公示等の手続を経て、農地バンクへ利用権を設定できる仕組み**を創設（農地法・農地バンク法）。 その際、農業委員会による不明所有者の**探索範囲**について、登記名義人の**配偶者と子に限定**

○　さらに、令和５年４月から、
①　農地バンクの**利用権の設定期間の上限**について、20年から**40年に引上げ**
②　農業委員会による探索後の**公示期間**について、６か月から**２か月に短縮**

■ 所有者が一人も判明していないとき　⇒　農地法



■ 所有者が一人でも判明しているとき　⇒　農地バンク法



相続登記の義務化

備えて安心！令和６年４月１日から相続登記が義務化されました



Ｑ１　知りませんでした！　不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和３年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

Ｑ２　相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から３年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から３年以内に、登記をする必要があります。

Ｑ３　義務化が始まったのは、いつからですか？

令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されています。

また、令和６年４月１日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（３年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

Ｑ４　不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？　新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話合いを行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話合いがまとまった	→ 遺産分割の結果に基づく相続登記 不動産の相続を知った日から３年以内にする必要(※)
早期に遺産分割をすることが困難	→ 相続人申告登記 不動産の相続を知った日から３年以内にする必要(※)

※令和６年４月１日より前に相続した不動産は、令和９年３月３１日までにする必要

●詳しくは東京法務局又は法務省ホームページをご覧ください。

東京法務局ホームページ
登記手続のご案内や「相続登記ガイドブック」を掲載しています。

法務省ホームページ
新制度を紹介する漫画等を掲載しています。

●専門家（司法書士・土地家屋調査士）に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

東京司法書士会ホームページ
（司法書士は相続登記の専門家です。無料相談会のご案内はこちら）

東京土地家屋調査士会ホームページ
（土地の境界や分筆登記、未登記建物の登記手続などに関するご案内はこちら）

2024年4月版

相続土地国庫帰属制度

相続土地国庫帰属制度（R5.4.27施行）

背景

① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加。
② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

制度の概要

国庫帰属制度（法務省ＨＰ）

○ 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設　⇒　**将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。**

○ 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施

(1) 土地の要件　法令で定められた**通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可

ア　建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地　イ　土壌汚染や埋設物がある土地　ウ　危険な崖がある土地
エ　権利関係に争いがある土地　オ　担保権等が設定されている土地　カ　通路など他人によって使用される土地　など

(2) 負 担 金 等　土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要

※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料（一筆14,000円）の納付が必要

右記以外の土地	一部の市街地（注１）の**宅地**	一部の市街地（注１）、農用地区域等の　**田、畑**	**森林**
面積にかかわらず、20万円	面積に応じ算定（注２） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じ算定（注２） （例）5a：　約72万円 10a：約110万円	面積に応じ算定（注２） （例）1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円

注１：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。　注２：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて１㎡当たりの負担金額は低くなる。

手続イメージ

① 承認申請



【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認



・　実地調査権限あり
・　国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
・　地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
・　国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

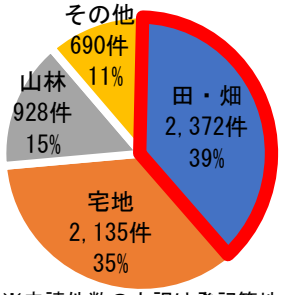
④ 国　庫　帰　属

農地、林地

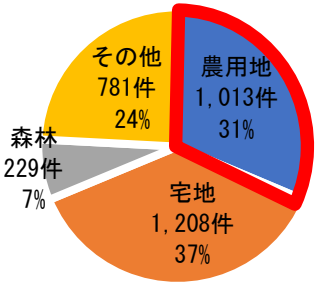
帰属後は、管理庁（財務省・**農林水産省**）が国有財産として管理

制度の利用・実施状況（R8.9月末現在）

○申請件数：**6,125件**



○帰属件数：**3,231件**



※申請件数の内訳は登記簿地目

国有農地についてのホームページ（農林水産省）

国有農地

TOP　国有農地を調べる　国有農地を買う・借りる

メニュー

トップページ
TOP

国有農地を
調べる

国有農地を
買う・借りる

お問い合わせ先
農林水産省経営局農地政策課
担当：財産管理班



お知らせ情報　※リンク先は新しいウィンドウに表示されます。

令和8年2月26日　国有農地情報公開システム開設
2026年2月26日

国有農地を買う・借りる

日本列島を模した図を活用し、地方農政局等が情報提供する画面へのリンクを表示します。地方農政局等のページにジャンプします。

メニュー

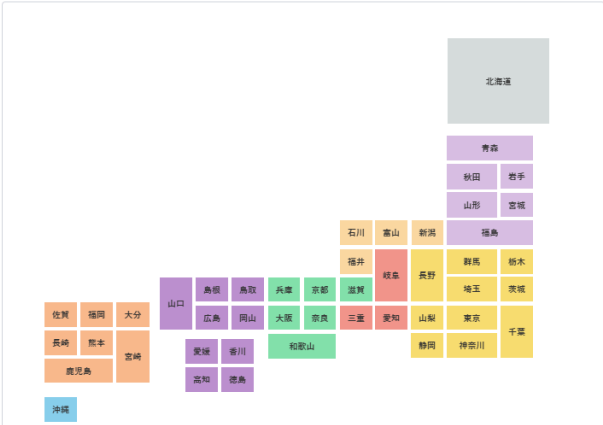
トップページ
TOP

国有農地を
調べる

国有農地を
買う・借りる

お問い合わせ先
農林水産省経営局農地政策課
担当：財産管理班
代表：03-3502-8111（内線5172）
ダイヤルイン：03-6744-2155

地域から選択



国有農地を調べる

①都道府県名、②市町村名、③面積、④登記簿地目、⑤農業振興地域の区分、⑥都市計画法の区域区分の検索条件から国有農地を検索することができます。

メニュー

トップページ
TOP

国有農地を
調べる

国有農地を
買う・借りる

お問い合わせ先
農林水産省経営局農地政策課
担当：財産管理班
代表：03-3502-8111（内線5172）
ダイヤルイン：03-6744-2155

検索条件

検索条件について
以下の6項目の検索条件を指定し、「検索実行」を選択することで、検索条件に合致する国有農地を検索することができます。
※すべての条件を入力する必要はありません。

1. 都道府県名
都道府県を選択してください

2. 市区町村名
まずは都道府県を選択してください

3. 面積（㎡）
検索したい農地の面積の範囲を指定してください
最小面積　0　～　最大面積　999999

4. 登記簿地目
登記簿地目を選択してください

HPリンク：国有農地

外国法人等による農地取得

外国法人等による農地取得について

○　**耕作目的で農地を取得しようとする場合**、農地法第３条に基づく**農業委員会の許可を受ける必要**。

○　**国籍にかかわらず**、取得する農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと、必要な農作業に常時従事すること等の要件を満たし、**地域とのつながりを持って継続的・効率的に農業を営まなければ農地を取得できない**ことから、**海外に居住する外国人等の農地取得は基本的に困難**。

○　改正構造改革特区法の附帯決議において、農地を取得する法人の役員の国籍等を把握することとされたことを受け、令和５年９月、**許可申請書の記載事項**に**所有者の国籍等を追加**。

○　さらに、令和７年４月、国内居住外国人について、許可申請書の記載事項に**在留期間及びその満了の日を追加**。

農地法に基づく主な許可要件

１．農地の**全てを効率的に利用**すること

○　**耕作に必要な機械の所有状況、労働力、技術**等を見て判断

２．法人の場合は**農地所有適格法人**であること

１．法人形態	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持分会社
２．事業内容	主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）［売上高の過半］
３．議決権	農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること（会社法第108条第１項第８号の種類株式を発行している場合は、当該株式の種類株主総会においても、農業関係者が総議決権の過半を占めること）
４．役員	・役員の過半が農業に原則150日以上従事する株主 ・役員又は重要な使用人の１人以上が農作業に原則60日以上従事

３．必要な**農作業に常時従事**すること

○　農作業に年間従事する日数は**原則150日**以上

４．**周辺の農地利用に支障がない**こと

○　農地の**面的集積を分断**する、他の農業者の**水利用や有機農業を阻害**する農地利用でないこと

農地法施行規則の改正内容

許可申請書の記載事項

① 申請者の氏名及び住所
（法人の場合は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
② 申請に係る土地の所在（地目・地番・面積）
③ 機械の所有状況
④ 農作業に従事する者の数
⑤ 周辺の農地の利用に及ぼすことが見込まれる影響　　等

＜令和５年９月改正＞

○　上記に加えて、**国籍等**、**在留資格**を記載事項に追加
（農地所有適格法人の場合、以下を記載事項に追加）
法人の設立国、役員・主たる株主の国籍等、在留資格

○　農地台帳も同様の措置。年に一度住基台帳等と照合

＜令和７年４月改正＞

○　国内居住外国人の場合、**在留期間、在留期間の満了の日**を追加

外国法人等による農地取得に関する調査結果について

1　調査の概要

○　外国法人等による農地取得の実態を把握するため、平成29年以降、毎年、農業委員会を通じて調査を実施。
○　さらに、令和４年以降は、国内居住外国人等による農地取得についても調査を実施。

2　結果の概要

○　令和７年に外国法人等により取得された農地面積は222haで、平成29年からの累計取得面積は731ha。
○　農地取得面積は年によって増減があるが、引き続き、農地法の適切な運用により農地の適正な利用を確保。

区分	令和７年取得面積	累計取得面積
(1) 外国法人又は海外居住外国人	0.03ha（１者）	0.13ha（２者）
(2) (1)の者が主要株主等（※１）又は理事等（※２）となっている法人	1.03ha（３社）	73.44ha（９社）
(3) 国内居住外国人	95.74ha（369者）	394.46ha（1,071者）（※３）
(4) (3)の者が主要株主等（※１）又は理事等（※２）となっている法人	125.23ha（36社）	263.14ha（104社）（※３）
合計	**222.03ha**	**731.17ha**（※４）

※１　主要株主等：総株主の議決権の5/100以上を有する株主又は出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者
※２　理事等：農事組合法人にあっては理事、株式会社にあっては取締役、持分会社にあっては業務を執行する社員
※３　調査を開始した令和４年からの累計値
※４　全耕地面積（令和７年７月15日時点）は424万haであり、平成29年からの累計取得面積はこの0.017%